

2005年3月17日

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI
No. 32

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429

FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

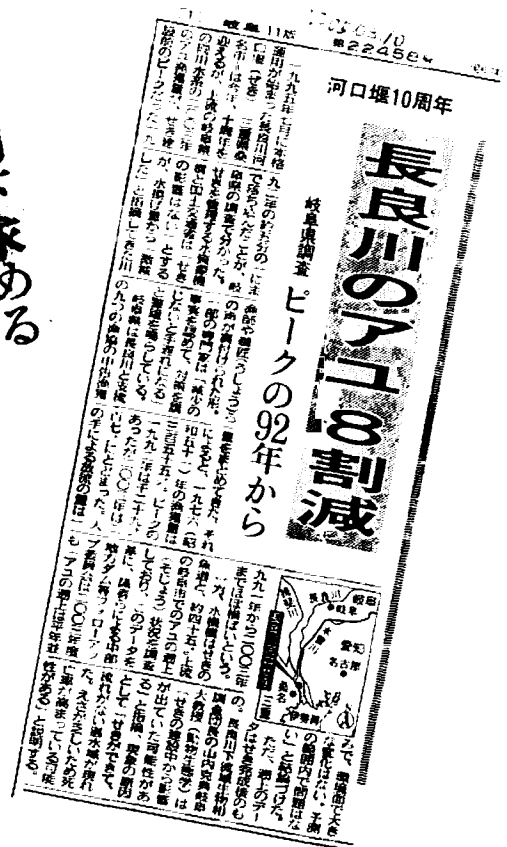


2月16日
国交省など、天下り先と
随意契約200億円

償

徳山ダム 旧村民ほんろう
事業優先次々上積み

ハッ場ダム
住民訴訟
県側は却下求める
原告側「建設は不要」
ハッ場ダム
地滑り決壊の危険
東京地裁住民訴訟原告が陳述



《目次》

- ・事務局からの報告 2 p
 - 資料1 世話人会抄録 7 p
 - 資料2 国交省計画室長との話し合い 12 p
 - 資料3 特ダムに関する国交省レクチャー報告 15 p
- ・各地から
 - 貴重な税金を投入すべき治水事業とは？（徳山ダム） 22 P
 - 清津川の発電水利権と今後の課題 30 p
- ・各地の新聞記事から
 - 淀川水系流域委員会 36 p
 - ハッ場ダム 37 p
 - 山鳥坂ダム 42 p
- ・報告、第2回RWESA JAPANセミナー会議 43 P

「水源連だより」No.32 事務局からの報告

本号では1月30日の「世話人会」と翌31日の「国土交通省河川計画調整室長との話し合い」、3月11日の「補助ダムに関する佐藤健一郎衆議院議員と松野信夫衆議院議員への国土交通省担当者によるレクチャー」についての報告を特集します。

最近の動きとしては、RWESA-J 京都セミナー、ハッ場ダム住民訴訟 の報告を記します。

I. 世話人会の報告

緊急を要する課題について検討を行うため、1月30日に全水道会館中会議室で世話人会を開催しました。

世話人会で予定していた討議・検討事項は下記の通りです。

- ① 最近の状況の共有と作戦
- ② 河川整備計画、河川整備基本方針の中身と策定手続きの問題を浮き彫りにする。
- ③ 補助ダムの問題を明らかにする。
- ④ 総会で積み残した課題の検討。
- ⑤ 水源連としての活動方針の確認。

上記の①～③については論議・検討を深めることが出来ましたが、時間の制約があったので、④、⑤は積み残しとなりました。

これらの不十分性を少しでも克服するために、世話人会の今後の持ち方として、

- ・ テーマを焦眉の共通課題に絞らざるを得ない。
- ・ 具体的問題については事務局・当事者があらかじめ国の担当者との話し合いを継続的にを行い、その結果について世話人会で検討を加える。
- ・ それを踏まえて、世話人等と国土交通省との話し合いを行う。

という方式を探ることとします。

以下、世話人会の報告を記します。



概略

最初に、全国的にその動向が注目されている川辺川ダム、山鳥坂ダム、ハッ場ダム、最近問題が顕

在化している補助ダム関係として内海ダム再開発、太田川ダム、奥胎内ダムについて報告と問題提起を受けました。

ついで、翌 31 日開催予定の国土交通省下線計画調整室長稲田修一氏との話し合いの中心テーマである河川整備計画の問題について検討を加えました。

最後に、市町村合併による大洲市長選挙について、城戸さんを水源連として応援することを決めました。

大まかな議事録 別掲

世話人会での論議の概略を資料 1 として別掲します。参照ください。

Ⅱ. 河川計画調整室長稲田修一氏との話し合いの報告

総会において河川整備基本方針および河川整備計画について各現場から多くの問題点が指摘されました。それら問題点を国土交通省に提示し、改善を求めることを目的に、河川整備基本方針策と河川整備計画を管轄している国土交通省河川計画調整室長稲田修一氏との話し合いを1月31日10時から行いました。この話し合いができたのは佐藤謙一郎衆議院議員、松野信夫衆議院議員のご尽力のおかげです。両議員にこの場を借りてお礼申し上げます。

当日に予定していた質問事項を下に記します。

「河川整備計画策定の諸問題について」の質問項目

- ・ 河川法 16 条の 2 関連
- ・ 住民の位置づけ・・・法の本質と現状の乖離
- ・ 流域委員会の委員公募の義務付け
- ・ 住民と河川管理者とのやり取りの保証
- ・ 策定された河川整備計画に対する異議申し立てについて
- ・ 河川整備計画の前提となる河川整備基本方針の策定過程の問題とその解決策
- ・ 2 級河川の河川整備計画策定における国土交通省の責任
- ・ 未策定水系で実際に行われている脱法行為
- ・ 徳山ダム計画における揖斐川河川工事実施計画の実質的改変
- ・ ハッ場ダム計画などにおいて河川整備基本方針・河川整備計画を策定せずに、治水面の位置付けを行っていること
- ・ 未策定水系の策定準備状況の情報開示
- ・ その他

会談進行の概略

最初に河川整備計画策定手続きについて稲田氏が説明しました。

その骨子を以下に記します。

- ・ 基本方針と整備計画に分けて策定している。
- ・ 第四項に関係住民の意見を聞くように加えられた。
- ・ しかし、計画を策定するのはあくまで河川管理者である。
- ・ 住民の意見を反映させられるかどうかを判断するのも河川管理者である。
- ・ すべての意見を反映させることは実際無理である。
- ・ 「行政として、すべての意見は反映できない」、ということを理解してもらいたい。

これを受け、当方からは実例を提示しながら、以下の意見を出しました。

- 違法とも言える策定手続きが随所に見られること。
- 市民側からの提起された問題について、きちんと検証する姿勢がないこと。
- 何よりも相互の意見の交換がまったく不十分なこと。
- 熊本で行われている住民討論集会の方式を基本に据えること。

次に二級河川に関わる河川整備計画の問題について話し合いました。

国から明らかにされたことを以下に記します。

- 都道府県知事が決定した計画に同意、あるいは認可して、包括的に進めている。
- 公聴会をやったか、などの確認はしている。しかし、詳しくはない。
- 100点求めているわけではなく、誰が河川管理者か、ということも尊重している。
- 異議は第一義的には河川管理者に持って行くべきである。
- 同意の権限は、今は地方整備局にわたっている。河川法第 16 条の 2 の三項、四項が誠実に履行 されているべき（はず）である。
- 会談を終えての反省事項（国土交通省 ロビーで）

会談終了後に反省会を持ち、意見を出し合いました。

- 今回はいろんな事例がある、ということを知らせるのも大きな目的であった。
- いくつもの団体が来て、その場で言質をとる、というのは実質的に無理。
- 交渉のやり方の方法論的な準備も必要。
- 次回からは個々の問題について具体的におこなう。
- 水源連がやることは、下地を作っていく必要がある項目もある。
- 改善案を作って、持って行く必要がある。
- 水源連と少人数で、定期的に稲田氏と交渉するように努める。
- 住民参加の流域委員会をいかにやるか。
- 公聴会をやるべきではあるか対論式の方が良い。
- 共通のデータ、共通の資料で話し合うのがいい。
- 山鳥坂で、住民討論集会をやればもう一つの例ができあがる。
- 年に 1 回は水源連全体として国土交通省との会談は必要。

大まかな議事録 別掲

稲田氏との話し合いの概略を資料 2 として別掲します。ご参照ください。

Ⅲ. 補助ダム問題に関する国土交通省担当者からのレクチャー

補助ダム担当者との会談を 1 月 31 日に予定していましたが、時間的折り合いがつかず、実現できなかった経緯があります。佐藤議員事務所、松野議員事務所とこの件につき相談しました。その結果、両議員が補助ダム問題についてその基本を補助ダム担当者からレクチャーを受ける場を設定し、その場に水源連も同席する、ということになりました。

3 月 11 日、11 時から衆議院第一議員会館第二会議室でレクチャーが行われました。

水源連事務局からあらかじめ両議員事務所に下記の「補助ダム(都道府県が建設する多目的ダムと治水ダム)についての質問事項」を提出しました。

補助ダム(都道府県が建設する多目的ダムと治水ダム)についての質問事項

1. 補助ダムはどのような法令に基づいて建設されるのか。
(補助ダムの計画・建設に関わる法律の条項をすべて明らかにされたい。)
2. 補助ダム申請から決定、補助金支払い、見直し に至る手続きを示されたい。

3. 補助ダムに関して、直轄ダムの基本計画に相当する全体計画というものがあるが、この全体計画はどのような法令、通達に基づくものなのか。その法令、通達を明らかにされたい。
4. 補助ダムに対する国庫補助金の割合はいくらか。また、都道府県の負担分に対する地方交付税措置はどうなっているのか。
5. 補助ダムの全体計画は、国土交通省との協議が必要と聞くが、これは国土交通省のどの部門が担当するのか、また、この協議の担当部門は過去と現在とで異なるのか。
6. この全体計画の協議で国土交通省が同意する場合、どのような審査基準に基づいて同意するか否かを判断するのか。その審査基準の詳細を明らかにされたい。
7. 国土交通省が同意した補助ダムについて、その後、何らかの不都合が生じた場合、国土交通省として再審査するシステムはないのか。
8. 補助ダムについて毎年の補助金額をきめるプロセス、すなわち、都道府県の申請から補助金額決定までのプロセスを明らかにされたい。
9. 補助ダムについて毎年の補助金額を国土交通省が決定する場合の審査基準の詳細を明らかにされたい。
10. 補助ダムの全体計画の協議で河川整備基本方針および河川整備計画との関係を国土交通省はどのように考慮するのか。
11. 二級河川の河川整備基本方針および河川整備計画は国土交通省の認可または同意が必要と聞くが、この同意・認可は国土交通省のどの部門が担当するのか。
12. 二級河川の河川整備基本方針および河川整備計画に対して国土交通省が認可または同意する場合の審査基準の詳細を明らかにされたい。

当日は上記項目を若干アレンジしたものを佐藤議員事務所が用意され、それに基づきレクチャーが進行しました。

補助ダムについての法的側面、手続き上の実際の運用、河川整備計画等との関連など、基本的なことを知ることが出来ました。あわせて、こちら側も現地における状況を事例として紹介し、根本的な問題があることを提起することが出来ました。

国会議員へのレクチャーという位置づけであったこともあり、国土交通省からは基礎資料が提供されました。

佐藤議員事務所、松野議員事務所のご協力に感謝いたします。

レクチャー内容については資料3を参照ください。

IV 海外のダム問題関連

別掲 「報告：第二回 RWESA Japan セミナー会議」をお読み下さい。

V ハッ場ダム住民訴訟関係

治水上も利水上もまったくその必要性を喪失し、地域社会と自然環境の破壊と受益予定者とされている住民に無駄な費用負担を強いるハッ場ダム計画にストップをかけることを目的に、5000人を超える首都圏の受益予定住民が各都県に対して住民監査請求を行いました。これに対してどこの監査委員会もまともな調査をすることなく、監査請求を却下しました。監査委員会のこれらまったく不当な決定に対し、各都県の知事、水道管理者を被告として、受益予定住民が住民訴訟を提起しました。

既に第1回の口頭弁論が各地方裁判所で開廷されています。第二回の口頭弁論期日も決まっています。

口頭弁論期日一覧表

第一回口頭弁論

茨城	1月25日	終了
栃木	1月27日	終了
群馬	1月28日	終了
東京	2月16日	終了
埼玉	2月23日	終了
千葉	3月11日(金)	午前10時30分～ 千葉地裁

第二回口頭弁論

茨城	3月29日(火)	午後1時30分	水戸地裁
栃木	4月14日(月)	午前10時～	宇都宮地裁
群馬	4月15日(火)	午後1時～	前橋地裁
東京	4月20日(水)	午前10時～	東京地裁
埼玉	5月11日(水)	午後3時30分～	埼玉地裁

各裁判における原告側の訴状と意見陳述、被告側の答弁書等は立ち上ったばかりの「八ッ場ダム訴訟」ホームページに掲載されています。また、八ッ場ダムの諸問題、動向については「八ッ場ダムを考える会」のホームページに詳しく掲載されています。ご参照ください。

「八ッ場ダム訴訟」HP <http://www.yamba.sakura.ne.jp/>

「八ッ場ダムを考える会」HP <http://www.yamba-net.org/>

裁判の進行状況と皆さんへのお願い

被告側に共通していることは、「いわゆる不正な会計処理をしたものではないので住民訴訟になじまない」として門前払いすることを裁判所に求めていることです。ダムの必要性の有無、地質学上からの危険性の指摘 等については「争う」としています。

この訴訟を「住民訴訟としてとり上げる」の判断の後に「事実関係の審理」に入る、というのが筋書きですが、「住民訴訟としてとり上げるか否か」を裁判所が判断するには大まかな「事実関係の審理」が必要になります。

これからは、事実関係の審理に向けその必要性を裁判官が認識できるように、原告側が緻密で膨大な作業を進めることになります。

水源連の皆さんにもこの首都圏における反八ッ場ダムの運動、口頭弁論の傍聴など、ご協力いただきたく思います。

八ッ場ダム反対運動に関する各地の連絡先一覧表を資料4として掲載します。

世話人会議事抄録

1. 1月31日国土交通省との話し合いについて

経過などの説明

10時から稲田氏、11時から補助ダム担当者との話し合いを求めていたが、今回は補助ダム担当者との話し合いは実現できなかった。

結局9時から10時まで「河川整備計画策定の諸問題について」を稲田河川計画調整室長と話し合う。

2. 総会後の現地報告とそれに基づく作戦

川辺川ダム関係 中島

12月24日に、1年間休会していた収用委員会が開催された。「ダム利水を除いた案が出た、あるいは回答が無い場合は却下する」とはっきり示された。

利水事業については、精力的な話し合い（事前協議）を開催してきた。問題になっているのは水利権で、国交省が握っており、抵抗している。弁護団がこの理不尽さを突いて糸口を見つけてきたが、今度国交省は「正常な流水の機能の維持」を持ち出してきた。しかし、弁護団がこれも撃破。国も川辺川ダム計画においては「柳瀬や人吉における正常流量」に法的根拠がないことを認めた。

ダム無し利水案が300億円から200億円に下がってきている。

今後、収用委員会では審理を進めながら、ダム無し利水案を出してくる可能性がある。

国交省はダム利水案を出そうとしているが、本省と地整でチグハグしているようだ。収用申請の却下や取り下げは避けたい模様。

現在、農水省は高みの見物、国交省は利水が重荷になっている。利水を切り捨てて、治水で押してくる可能性がある。

治水の中で問題になっているのが「みどりのダム」の共同検証作業。4・5項目あるが、やっと進められているのが1項目だけ。昨年の測定を行っただけで国交省はもうやる必要がないと言い出している。

3月を目処に、「球磨川の治水を考える県民の会」を立ち上げて、市民運動として治水に対応してゆくので、水源連のサポートが必要。

却下・取り下げの場合は新しいダム計画となり、これは新河川法の整備計画として進めて行くことになる。

現在、緊急に住民討論集会の開催を申し入れている。

住民討論集会の効用が大きかった。国交省が新たに何かダム関連のことを進める前に、住民討論集会等での説明をしなければならない状況になっていることが、とても強い面となっている。

山鳥坂ダム関連 有友

昨年5月13日に河川整備計画が策定されてしまった。この日は西田元代議士の誕生日。

国交省は環境アセスに向けての準備の動きを着々と進めている。また堤防整備の準備も進めている。

住民討論会をやれと要求しているが、国交省は逃げています。

今は、市長選が最重要課題。ダム反対が1人、推進が2人候補出る。どんぐりの背比べ状態。ダム反対候補の城戸さん陣営は、草の根の根っこが広がっている。

ダム問題、洪水対策は、大きな争点になっている。城戸さんはダムの無い治水対策を訴え、他の候補は河川整備計画による治水計画を訴えたり、ダム（公共事業）による経済効果を訴えている。

過去、市長のリコール運動を行ったときに、リコール阻止の署名集めが巻き起こり、市役所内でリ

コールし阻止の署名活動が行われた。当時監査委員長だった城戸氏はこの署名をストップさせた。このため監査委員長は1期だけで終わった。

内海ダムについて 石井

科学的な問題についての公開討論を求めてきた。県議会でやったらどうかと迫ったら「やらない」との事。内示で6億予算がつき、用地買収に入る模様。用地買収を行ってもダムを作れないのだからやめてはどうかと、私たちは言っている。県は16年度予算をほとんど執行できておらず、「2月から用地買収を行う」と公言している。

地主の息子（東京）を、知事が直接訪問するなど、変なことが起こっている。

内海町長選挙がある。ダム問題と町村合併に向けての問題がある。

県議会でもなかなか情報が出てこない。

内海ダムを含めた4つのダムで、総額12億の予算が16年度ついている。17年は総額で15億程度か。今後3年間この額を上回らないことが発表されている。仕事をゆっくり進める、一律シーリングで予算減額、人件費5%カットなど、財政対策を行っても香川県の予算は悪化してゆく。ダムを作ると職員の給料が減る。このため、県職員組合も意見広告を出している。

昨年の全国集会で、地主さんも「本当にダムは要らないんだ」との自信がついたと言っている。

町は、ダム反対はごく一部の住民で、ほとんどの町民は推進だと県に言っている。しかし、地元ではそんなことは無く、本心ではダム反対が多い。

奥胎内ダムについて 三橋

今年度事業費が大幅削減された。

新潟では、民主党が割れてしまい、旧自由党が自民党と組んでしまったため、知事選に負け、ダム反対の知事誕生とはならなかった。県営5ダムあり、事業費が削減される。着工済みの3ダム。2つはまだ未着工。災害復興のほうで土木部は忙しい。

多目的ダムなので発電も付いているが、水力発電コストが9円10円と高い。コストを下げるため企業局職員のリストラなども上がっている。発電は問題にならない。

利水については黒川村が要求を出しているが、観光客も来ない。結局、治水しか残っていない。治水にしても、もともと要らないダムのこじ付けなので、基本高水がおかしい。今年度の再評価委員会でも、ダム無し案とダム案は24億円しか変わらない。私たちはダムを造っても、河川改修も必要なのであれば、まず河川改修からやってほしいと要請している。必要な河川改修をやらずに先にダムを作るというおかしいことが進んでいる。

再評価委員会で、「社会情勢に変化無し」などと議事録に載っている。補償費が高すぎる問題もある。おんぼろのホテルの補償費が15億ついたりする。ダム無し案の事業費は高すぎる。ダム建設予算にしても、大幅にオーバーすることは目に見えている。

新潟では、民主党はダム問題にノータッチ。社民党と共産党（一人）のみが協力している。

地元の人々はダム建設にあまり関心がないか、声が出せない状態。反対しているのは地元民以外。

公開討論会に県は乗ってこない。

大谷ダムへの流入量が百年確率で790トンとされていたのに、昨年大雨（なんと220～400年確率に相当）のときには590トンしか水が出なかった。高すぎる想定に対しての質問を出しているが、答えが返ってこない。

太田川ダムについて 岡本

昨年12月24日に陳情書2通（国土交通大臣、厚生労働大臣宛）を出した。

昨年10月に、ダムの必要性の科学的な分析を行う勉強会を開催して、遠藤氏を招いて説明を受けた。基本高水は大きすぎるので、ダムはいらない。河道整備が遅れているので、まず先に河道整備を行って

ほしいという陳情書を昨年出した。その後大雨が来て、結果、袋井・磐田・浅羽などで被害が出た。

とてもタイムリーな陳情書となった。

治水目標となっている平成 10 年の降雨では、下流での降雨が多く、ダム予定地上流での降雨は少ないので、ダムは役に立たない。また、昨年の被害も堤内地での降雨による内水洪水だったので、ダムは役に立たない。

計画高水 5200 m³/S のうち、現在の流下能力は 2500 m³/S。不足する 2700 m³/S のうち、太田川ダムがカットできるのはたったの 350 m³/S。他に 150 m³/S を受け持つ「三倉川ダム」はまったく架空の計画。全ての計画を行っても 3200 m³/S の目処しか立っていない。

ほとんどは河道整備が受け持つこととなるので、ダムにかかわらず河道整備を優先する必要がある。

困っている県は、最大の市町村の浜松市に圧力をかけて、本当は水が必要ない浜松市にダムに応じるよう強要している。

また、ダムの必要性を作り出すため、地下水つぶしを行っている。

太田川からの新規利水 100 円と言われており、150 円になることも考えられる。天竜川からの水は 42 円。料金が上がると需水市町村が反対するので、県は、水を全部ブレンドして、値段を 42 円にすると提案してきている。

八ツ場ダムについて 真下

1 月 28 日に群馬の第一回の口頭弁論があった。パワーポイントを使い、クマタカや現地の写真を示しながら総括的な弁論を行った。

代替地の地価が示されていたが、価格が高すぎるので生活再建（旅館や農地）が出来ない。28 日に地権者が異議申し立てを行った。代替地が出来ないので、どんどん外に移転している。約半分の人が移転した。少数の人が元の場所に居続けたいと思っている。本当はダムに反対。

オンブズマン等に声をかけて八ツ場ダムをストップさせる群馬の会を発足させた。今後活動を進めて行く。

八ツ場ダムについて 6 都県での一斉住民訴訟が始まっている。先週、水戸、宇都宮、前橋地裁で口頭弁論があった。栃木については、他の 2 つのダムとともに 3 つのダムに参加することがおかしいと言う訴訟になっている。

八ツ場ダムを含めた 3 ダムの裁判・栃木について 高橋比呂志

1 月 27 日の口頭弁論で原告 4 人が約 1 時間の陳述をした。スライドを使った陳述に 40 分かかった。傍聴席は満席。

東大芦川ダムは一昨年、中止となっているが、復活してくる可能性も否定できない（南摩ダムとセットだから）。中止に伴う代替案として、鹿沼市が取得するはずだった水利権については、県が保有する予定の南摩ダムの水利権を振り替える案が出されている。実際には南摩ダムの下流からではなく、大芦川から取水するのは欺まん。東大芦川ダムがなくても取水できたということになる。

鹿沼市はダム建設理由を作るための地下水放棄を画策している(約 1.4 万トン放棄)。地下水調査を実施したが、水文年のとり方がおかしい。1 年間のデータだけで「地下水収支が不足気味」としたが、このような地下水の評価はおかしい。

南摩ダムの水没予定地住民 87 戸は 1 戸を残して移転済み。

八ツ場ダム東京訴訟について 田中

口頭弁論は 2 月 16 日に東京、23 日に埼玉、千葉は未定。先に開かれたところに傍聴に行って勉強している。嶋津さんが作った資料も勉強して準備している。

被告側では伴弁護士が全ての訴訟を引き受けている。もう聞き飽きたなどと、ふざけたことを言っている。

地下浸透による貯留により、雨水利用等進めていける。

嶋津さんの講演録を基にした岩波ブックレットが 2 月 4 日に出る。「八ツ場ダムは止められるか、首都圏最後の巨大ダム計画」480 円。販売の実績を見て、8 千の製本、2 千は製本待ち。ぜひ買ってほしい。

東京都は地下水利用が制限されている、また、地下水は汚染の恐れがあるとされているが、実際にはほとんどの地下水は良好な状態にある。

3. 河川整備基本方針・河川整備計画関連 状況と対応策の検討

肱川における非合法に近いやり方、河川法を逸脱した徳山ダムのおかしさ、八ツ場ダムの上位計画なしの進め方など、問題点を明らかにする。川辺川ダムにおける住民討論集会の方式を全国に広げるべきである。

太田川・別当川・胎内川については、住民が知らないところで勝手に整備計画が作られている点を明らかにする。

具体的なやり方として、どういう形で住民参加を行っていくのかとすることを水源連として考えていく。

水源連の河川法改正案では、事業者側と住民が対話する場を持つべきだと提案しており、現在も生きている。

熊本の場合、ダム審議会と住民討論集会の落差が大きい。

熊本の住民討論集会は、住民団体である川辺川研究会の報告書と、漁協の漁業権補償不同意をキッカケとして、県知事が国に説明責任を果たすことを求めたことから始まった。

法的には、方針が先にあって計画となっている。実際には同時だが、未策定のところについての情報を国が出さないの、国交省に乗り込んでいって、方針の準備資料を出せと言う突き方も必要。

住民が住民のために決める公共事業であれば、何が必要かを出して話し合っただけでいい必要がある。

方針については現状では住民は玄関払いされている。

都道府県によっては、差が出てきているところもある。

相模川の場合は、宮ヶ瀬ダムで 40 年、その後、相模大堰の運動、流域協議会の歴史があつて、昔から河川維持流量については方針で決めることだが、住民の意見も聞きながら決めていくという約束を 7 年前に取り付けている。ダム反対運動が役所に求め続けてきた結果である。常に住民側から方針がらみのことも求めていく必要があるのではないか。

淀川など、いくらがんばっても基本方針にタッチできない川もある。

相模川はダム問題がある程度終わっているの、そういうところで楔を打って、それを他に広めていくと良い。

地方自治体では、「国の言うことを聞いてきたばかりにおかしなことになっている」、という認識もある。

世論を盛り上げていって、方針部分をこじ開けていく必要がある。

ある学習会で、方針を徹底的に叩いた時に、方針における基本高水はお飾りで、実現不可能なものであり、実態には整備計画の中で現実的な目標を決めていく、といていた。

国交省は、基本高水は変えないと言う態度に出ている。

現実的な高水は、整備計画で決めていくことになるという認識が官僚にもあるのではないか。

方針の範囲の基本高水には触れないで、整備計画の中で決める目標値に集中し、整備計画は住民とともに作るのだからと、意見を言っていけるのではないかと。

基本高水流量の決め方がおかしいと言うことを突いていくしかないのだが、一般の人たちがおかし

いと分かるように説明して、一般の人が分かったときに「これはおかしいのでは」となり、変わっていくのではないか。

方針の策定状況が情報公開されていない問題点、基本高水を変更しないと言う国交省の態度の問題がある。

計画・方針の中に住民参加をきちんと取り込んでいくと言うことを水源連としてやっていく必要がある。

各地では、討論会や参加を求めている。水源連として、本省に住民参加のあり方、討論会の必要性を訴えていく必要がある。

地方自治体は財政問題を抱えており、手がついてないダムは進めるつもりはなさそうだ。現在建設中計画中のダムに絞って止めていく必要があるのではないか。

これまでに河川整備計画を策定したところで、専門家の意見・住民の意見をどのように反映させたのかという、国側の評価を聞いてみたい。そんなことを聞いても、「地域の状況に合わせて、意見を聞いて策定している」と答えることは分かっている。

4 . その他

大洲市長選挙で城戸さんを水源連として水源連として推薦する。

5. 積み残した課題

各地の報告、討論のなかで触れられたものもあるが、以下のテーマについての多くは時間切れで論議できなかった。

- 1) 熊本県収用委員会に対して利水計画策定状況に基づき、収容申請却下の裁定を下すことを要請するとともに国と県に川辺川ダム中止の意思決定を迫るための作戦。
- 2) 山鳥坂ダム関係では、大洲市の市長選挙の告示間近な時であり、市長選挙でダム問題を大きな争点として盛り上げ、反ダム派の市長を誕生させるための作戦。
- 3) ハツ場ダム関係では、同ダム建設への公金支出の差し止めを求める住民訴訟の口頭弁論が始まる時であり、これら一斉住民訴訟への支援について。
- 4) 徳山ダム関係では、日弁連が徳山ダムを事例とした河川整備計画策定に関連した意見書を明らかにすることになっているので、水源連としてその意見書の活用方法の検討。
- 5) 淀川流域委員会の最終答申が出されたときの水源連としての対応の検討
- 6) 槇尾川ダムを妥当とした大阪府への対応。

国土交通省計画調整室長 稲田修一氏との話し合い

1) . 話し合い の 場所と 時刻 :

国土交通省河川計画課会議室

9 : 00 ~ 10 : 00

2) . 国土交通省からの出席者

計画調整室長 稲田修一 氏 ほか 1名

3) . 同席国会議員

佐藤謙一郎 議員 (公共事業チェック議員の会 前事務局長 民主党)

松野 信夫 議員 (公共事業チェック議員の会 事務局長 民主党)

両議員の秘書

4) . 水源連からの出席者

有友正本、石井 亨、岡本 尚、近藤ゆり子、中島 康、三橋允子、嶋津暉之、渡邊 誠、
遠藤保男

ジャーナリスト : 政野、高橋ユリカ

5) . 討議

◇ 河川整備計画について

稲田氏 : ・基本方針と整備計画に分けて策定している。

- ・第四項に関係住民の意見を聞くように加えられた。
- ・しかし、計画を策定するのはあくまで河川管理者である。
- ・住民の意見を反映させられるかどうかを判断するのも河川管理者である。
- ・すべての意見を反映させることは実際無理である。
- ・「行政として、すべての意見は反映できない」、ということを理解してもらいたい。

水源連 : ・住民と行政との意見が食い違ったとき、あるいは、科学的な妥当性の評価が食い違った場合は、「住民の意見を反映する・しない」をどういう根拠で判断するのか。

稲田氏 : ・河川行政として、何をしようかを最終的に決定するときに、採用しなかった理由を明らかにする。

- ・皆さんの意見は聞く。しかし、水源連の意見だけ聞くということではない、

水源連 : ・議論をすべきではないか。

稲田氏 : ・水源連だけというわけではなく、みんなで検証する必要があるのではないか。

水源連 : ・いままで住民の声を聞いて、反映させたという事例はあるのか。

稲田氏 : ・でかい川と小さい川はやり方も違うし、住民の数なども違う

- ・すべてそれをする必要がないのではないか。
- ・各地方整備局がそれぞれの川の状況に合わせて計画を作るのが良いのではないか。
- ・HP も公開している、公聴会もしている、説明会もしている。
- ・最終的にその意見を取捨選択して、反映したりしなかったりしている。

水源連 : ・肱川の場合、確かに意見を聞いた、しかし、国土交通省の主張を合法化するために意見を聴く形をとっただけである。都合の良い意見だけ聞いているという姿勢が見える。

稲田氏：・整備計画を作るのは、河川管理者である。従って、責任をとるのも河川管理者である。

- ・山鳥坂ダムに賛成である、反対であるという意見を反映するものではなく、整備計画をより良いものにするためのものである。
- ・いままでは河川管理者だけで作っていたが、関係住民の意見も聞こうとしたのが河川法の改正である。

水源連：・河川管理者が決定したことによって、住民がひどい目にあっている、肱川では堤防の整備がひどく遅れているが、河川整備計画でも堤防整備が随分先送りにされ、住民は氾濫の危険にさらされている。

稲田氏：・仕組みを作るに当たって、肱川の件はかなり細かくやっているという意識がある。

- ・疑問にも答える仕組みも作っている。

佐藤議員：・今まで以上に山鳥坂は細かく住民の意見を聞くとしていた。住民の意見が反映されているのか、そうではないのか、検証する必要がある。山鳥坂なら、ということがあったのか、どういう意見が反映されたり、されなかったりしたのか、その意見は、どうなのか、という検証をやる必要がある。

水源連：・川辺川ダムでは住民討論集会はなかなか良い。これを取り入れていったらどうか。それを全国的に定着していったらどうか。

稲田氏：・まさしくアレは、過去の経緯をふまえて、先が見えないから、生まれたのではないのか、

- ・それぞれのやり方は、それぞれにあり、その川にはその川のやり方があるはず。
- ・関東でいえば多摩川などは、昔から、環境の NPO とのつきあいがあったから、整備計画が、濃くなった。このやり方がすべての川に反映できるわけではない、

水源連：・いままで、川辺川のような開かれたやり方がなかったので、国交省の方でこのやり方を基本とする必要があるのではないか。

佐藤議員：・水源連で、その意見を揚げていったらどうか。

稲田氏：・しかし、何年もかかるという問題もあるのではないか、その手法がすべての川に当てはまるわけではない。

水源連：・肱川は、確かに説明の回数はあったかもしれない。しかし中身が違っている。ディベートではなく、検証もない。水源連は共同検証するやり方をやって欲しいということである。これは改めて文書で入れることにする。

- ・策定された計画の異議申し立て制度がないのだが。

稲田氏：・いまの河川法の趣旨の中では、その制度に当たるものはない、

- ・住民の意見を聞いて作るというスキームなので、その制度はない。法律の専門家ではないが。

水源連：・策定された河川整備計画がおかしい場合、四国整備局などに、おかしい部分を管理者として変更するように申し入れはできるのか？

佐藤議員：・住民も発議できる方法を作っていく必要があるのではないか。

稲田氏：・河川法は、河川管理者が管理するための計画なので、法的には変更する仕組みがあるわけではない。

松野議員：

- ・行政処分ではないので、異議申し立てはない。

稲田氏：・責任を持って行政をする以上は、こうしたい、というのがあるなら意見を聞くのが

行政である。

◇ 二級河川の整備計画に対する本省の関わり・責任

稲田氏：・都道府県知事が決定した計画に同意、あるいは認可して、包括的に進めている。

水源連：・その策定の際に、住民の意見を聞いたかなどのチェックを国交省は確認しているのか、

稲田氏：・公聴会をやったか、などの確認はしている。しかし、詳しくはない。

- ・ 100 点求めているわけではなく、誰が河川管理者か、ということも尊重している。

水源連：・共通しているところは、問題が多くて、整備計画ができあがっていて、時すでに遅いということがある。これについての異議をどこへ出せばよいのか？

稲田氏：・第一義には河川管理者に持って行くべきである。

- ・ 同意の権限は、今は地方整備局にわたっている。河川法第 16 条の 2 の三項、四項が誠実に履行されているべき（はず）である。

水源連：・県が聞いてくれないときに本省に持って行くと聞いてくれることもある。よその省庁はそうやっている事例がある。そのようにしたらどうか。

稲田氏：・ただ、聞き置けばいいというわけではない、何で採用しなかったか、を公表しているはずである。あとは、実質的に聞いているかどうかが問題である。

◇ 徳山ダムの事例

水源連：・河川整備計画を策定せずに治水計画を変更しているのは脱法行為。

- ・ 本川の河川整備基本方針、河川整備計画を立てぬまま、支川の整備計画ができあがっているのはおかしい。

稲田氏：・河川法を逸脱した計画を作っているわけではない、

- ・ 二級河川に当たっては、国が県に任せたから、

◇ まとめとして

佐藤議員：・なるべく冷静に言質をとっていくという方法が良いのではないかな。

- ・ もっと冷静に議論を積み上げていくというやり方が良いのではないかな。
- ・ 個別の事例などを文書化しておく。

松野議員：・獲得目標をもっと明確にする必要がある。

- ・ たとえば 16 条に対しての言質をとるとか。
- ・ 河川法自体を作り替える必要がでていいるのではないかな。実質的な議論ができないなら、法改正や運用の変更も必要。

佐藤議員：・国交省でのこんな場をもっと少人数でやっていく必要がある。

以上で時間切れ、終了

補助ダムに関する国土交通省担当者からのレクチャー報告

開催場所： 衆議院第一議員会館第二会議室

開催時刻： 11:00 ～ 12:15

出席者

- ▽ 国会議員
 - ◇ 佐藤謙一郎衆議院議員
 - ◇ 松野信夫衆議院議員
- ▽ 国土交通省河川局
 - ◇ 治水課課長補佐 神矢 弘氏
 - ◇ 治水課補助ダム技術係長 西 博之氏
 - ◇ 河川計画課 津森貴行氏
- ▽ 水源連
 - ◇ 嶋津、遠藤、三橋、田中、渡邊

進行

▽ 挨拶 佐藤謙一郎議員 松野信夫議員

- ・ 少人数で確認できることを共通認識を深めていこうという提案が国交省からある。
- ・ あらかじめ、今回は第一回目として、事前に質問事項を提出してある。
- ・ その項目に従って、説明していただくことで進めましょう。

▽ 質問の答え（プリントに沿って解説）

➤ 補助ダムの建設根拠法令

- ◇ 河川法に沿っている。
- ◇ 大臣認可と協議があるがその違い

- 認可と協議に差があるか？ → 県などが用意する資料は一緒である。

◇ 補助金の交付は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、新規補助ダムの採択・見直しは根拠及び全体計画、国庫補助金の交付申請新規事業の採択・事業見直しはいわゆる行政評価法に則っている。

➤ 補助ダムの全体計画について

- ◇ 根拠は河川法 79 条にある。
- ◇ 全体計画では 6 つの事項について定められている。

- 建設目的、位置及び名称、規模及び形式、貯留量・取水及び放流量並びに貯留量の用途配分に関する事項、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、以上の 6 つである

➤ 補助ダムの計画申請からの流れ

- ◇ 見直しの項目も存在する
- ◇ 地方自治体ことの再評価もある。

➤ 補助金支出について

- ◇ 国土交通省所管補助金等交付規則というものがある。
- ◇ 補助事業等の名称、目的及び内容、予定、金額、算出方法、経費の使用方法などを調査し、判断する。

- 補助ダムに対する国庫補助金などの件
 - ◇一級河川、二級河川ともおおむね1／2がほとんどある。(例外もあり)
- 補助ダムの審査基準
 - ◇地方整備局から、上記の内容(書面)が挙がってくる、
 - ◇それを精査して、全体計画としての6つの項目をチェックしていく。
 - ◇補助金額を決めるプロセスに進む → 河川法60条、62条、96条などによる。
- 2級河川の河川整備基本方針に同意を与える作業
 - ◇河川整備基本方針策定に当たって、治水・利水・環境などの項目事項を調和の意味でチェックする
- 河川整備計画の認可、同意について
 - ◇具体的に分かりやすいかどうか、整備の内容に不整合がないかどうか、経済的に合理的であるかをチェックする。
- 行政評価の法律と平成10年度からの評価制度との関係
 - ◇ダムの場合は現在は法律に則っている。
- 全体計画
 - ◇全体計画という言葉の意味はどこから来ているか？
 - 法律にはない。
 - 79条に則りダムの全体計画を・・・という通達がある。(持ち合わせていないが後に調べる)
 - 確かに特ダム法には基本計画という言葉がある。
 - ◇6つの項目以外に申請する項目あるのか？
 - ダムについては記入用フォーマットのような書式がある。「補助事業事務提要」が一般に販売されている。
 - この書面で、申請する様式が決まっている。
 - ◇たとえば、ダム自体の必要性などのチェック項目はあるのか？
 - ダムの目的、などに包含されるのではないか。
 - ◇その内容をどうやってチェックするのか？
 - 各自治体からのヒアリングの時に判断している。
 - ◇拒否することはあるのか？
 - 予算などであることもある。
 - 当然地元の反対の意見の有無、説明会の開催などもチェックする。
 - ◇今の段階で、補助ダムの不整合を指摘して、再評価はしないのか？
 - 国交省としては法的な枠組みとしては、中止、というものはない。
 - 事業主体が妥当とするものについては最大限尊重する。
 - 過去にも、中止、という計画が数件ある。

▽ 奥胎内ダムの事例

◇問題提起

- 奥胎内の場合は、再評価資料はかなり資料的に乏しい
- 再評価は、事業者側が設定した人物しか、メンバーにいない。
- このメンバーは県の資料だけしか見ないので判断はできない。
- 再評価が、妥当の方向で決まっているのではないか。
- 評価は、異論がないと妥当という判断をして進んでいく。

◇国から

- 本省から、県などに再評価はおかしい、ということはいえない。
- 本省からは、河川管理者として、説明責任を果たしてくれ、というお願いはしている。

◇再質問

- 可能であれば、公開討論会などの方法をとることはできないか。

◇国から

- (再評価委員会は) 事業主体の対応方針を伺うものなので、ジャッジをするところではないから、評価を決めるのが、委員会ではない。

◇議員から、

- 再評価について通達のようなものは出されていないのか

◇国から

- 基本的に、国がやっている河川法の精神に則った、事業再評価を、自治体でもやってくれとお願いしている。

◇問題提起、

- 各自治体によって、再評価のやり方にデコボコがある。何とかならないか。

◇国から

- なかなか本省から、指導ということはできないのが実情である。
- 不具合があれば、意見は言うが、再評価のやり方とか、中身的には、詳しく指導と言うことはできない。

▽ 全体計画の不十分性、河川整備計画との整合性

◇問題提起

- 全体計画の資料を見ると、洪水調節の数値はダム地点だけであり、下流の洪水基準地点の値が書かれていない。これでは治水効果の有無が分からない。整備計画との関係はどうなっているのか？

◇国から

- 川全体の計画があって、それが整備計画というカタチになっていない場合はある。

▽ 代替案について

◇国から

- 代替案などの話は、当然チェックしているはずである。

◇問題提起

- しかし、(他の事業などを見ても) 代替案を列記し比較検討した、という実例は存在していない。

◇国から

- 補助ダムについては、各事業主体で検討していることを、書面で確認する。
- ダムと代替案との費用比較は、補助があるなしに関わらず、全体で評価する。

◇問題提起

- しかしダムの場合は、(他の代替案と比べて) ダムを異様に安くしたりする例があるが、(代替案が圧倒的不利に見える) 結論ありきの書類を見抜けるのか。

◇国から

- 意識の位置関係もあり、かなり難しい問題である。

◇問題提起

- 河川整備計画、河川整備基本方針のしたに補助事業計画があるのではないか。

◇国から

決まりは実質的には存在していない。

参考資料-1:

3月11日のレクチャーで国土交通省から提供された、補助ダムに関する法的根拠などを記した資料

- 補助ダムの事業に関する根拠法令
 - ・補助根拠 河川法 第60条第2項(一級河川)
" 第62条 (二級河川)
 - ・全体計画 河川法 第79条第1項(一級河川)
" 第79条第2項(二級河川)
 - ・国庫補助金の交付・申請 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第5条
" 第6条
 - ・新規事業採択・事業見直し 行政機関の評価に関する法律
- 全体計画に定める事項
 - 1) 建設の目的 2) 位置及び名称 3) 規模及び型式
 - 4) 貯留量、取水及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
 - 5) 建設に要する費用及びその負担に関する事項
 - 6) 工期
- 補助金の交付申請
 - 「国土交通省所管補助金等交付規則」
 - 1. 補助事業等の名称
 - 2. 補助事業等の目的及び内容
 - 3. 補助事業等の完了の予定期日及び実施の計画
 - 4. 交付申請額
 - 5. 交付申請額の算出方法
 - 6. 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 補助ダムに対する国庫補助金
 - 【一級河川】
 - 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外 … 河川法第60条第2項
 - 大規模改良工事 10分の5.5
 - その他の改良工事 2分の1
 - 2) 北海道 … 河川法第96条・河川法施行令第42条第4項
 - 大規模改良工事 10分の7
 - その他の改良工事 3分の2
 - 【二級河川】
 - 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外 … 河川法第62条
 - 改良工事 2分の1
 - 2) 北海道 … 河川法第96条・河川法施行令第42条第6項
 - 改良工事 10分の5.5
 - 3) 沖縄 … 沖縄振興特別措置法第105条第1項・沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項 10分の9
 - 4) 離島 … 河川法第62条 2分の1
 - 5) 奄美 … 奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項 10分の6

参考資料－２：

３月１１日のレクチャーで国土交通省から提供された、奥胎内ダム全体計画認可書



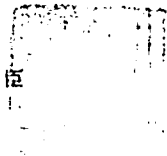
建設省 新河開第４３号

新潟県知事

平成９年１１月２１日付け河開第２０９号で申請のあった奥胎内ダム建設事業
全体計画については、下記の条件を付して認可する。

平成 ９年 １１月 ２６日

建設大臣



記

放水を開始するときは、あらかじめ、建設省河川局長の承認を受けること。

ダム等建設事業全体計画書

胎内川総合開発事業

(奥 胎 内 ダ ム)

新 潟 県

1 建設の目的

(1) 洪水調節

奥胎内ダムの建設される地点における計画高水流量 毎秒600立方メートルのうち、毎秒380立方メートルの洪水調節を行う。また、既設胎内川ダムにおいては、ダム地点における計画高水流量 毎秒990立方メートルのうち、毎秒490立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 発 電

奥胎内ダムの建設に伴って新設される胎内第4発電所において、最大出力2,600キロワットの発電を行う。

2 位置及び名称

(1) 位 置

胎内川水系胎内川

右 岸：新潟県北蒲原黒川村大字下荒沢地先

左 岸： 同 上

(2) 名 称

奥胎内ダム

3 規模及び型式

(1) 規 模

堤 高

82.0メートル

(2) 型 式

重力式コンクリートダム

4. 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別分配に関する事項

(1) 貯 留 量

イ 総貯留量

最高水位は、標高411.0メートルとし、総貯留量は、10,000,000立方メートルとする。

ロ 有効貯留量

最低水位は、標高384.0メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高411.0メートルから標高384.0メートルまでの有効水深27.0メートルに対応する貯留量7,700,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別分配

イ 洪水調節

洪水調節を行う場合を除き、水位を384.0メートル以下に制限するものとする。

洪水調節は、標高411.0メートルから標高384.0メートルまでの容量7,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

ロ 発 電

発電は、流入量に完全に従属して行うものとする。

胎内第4発電所の取水量は、毎秒7.0立方メートル以内とする。

5. 建設に要する費用及びその負担に関する費用

(1) 建設に要する費用の概算額

約200億円

(2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第59条及び第62条の規定に基づく国及び新潟県の負担額

建設に要する費用の額に、1000分の994を乗じて得た額とする。

ロ 河川法第66条の規定に基づく黒川村(水道)、新潟県企業局(発電)の負担額

黒川村(水道)の負担額は、建設に要する費用の額に、1000分の3を乗じて得た額とする。

新潟県企業局(発電)の負担額は、建設に要する費用に額に、1000分の3を乗じて得た額とする。

- 2 -

6 工 期

平成2年度から平成25年度までの予定

- 3 -

貴重な税金を投入すべき治水事業とは？

－ 徳山ダムのでいで全国の河川改修が遅れる！ －

☆ 〇 4 年度徳山ダム建設事業追加予算 8 7 億円（＝治水特別会計の項の間の移
用）と補正予算 1 2 6 億 3 3 0 0 万円

（１）前号で、「水害常襲地域の河川改修費を削って徳山ダムに投入！ 〇 4 年度徳山ダム事業費追加分 8 7 億円の捻出問題」を報告した。この「削った河川改修費」は現在「保留解除」で遅れつつも一応手当されつつある。そこで人札－契約状況をウォッチしてみると、とにかく落札率（落札価格／予定価格）が高すぎる。「98.9%、94.2%、99.6%、96.1%、95.8%、98.3%」（これで全部）。まるで「官製談合でございます」と看板を掲げているようなものである。

ちなみに岐阜県への「砂防費補助」 4 億 6 5 0 0 万円は削られたまま復活していない。

（２）この間のやりとりなどで分かったのだが、岐阜県の補助河川改修事業の年間予算規模は、2 0 0 1 年度が約 1 1 0 億円、2 0 0 3 年度では約 6 0 億円、〇 4 年度の当初予算は約 4 0 億円である。こうみると、「徳山ダム事業実施計画変更」で、徳山ダムの治水分の増額（増額分だけで！）が「国＝ 6 2 7 億円、岐阜県＝ 1 8 7 億円、三重県＝ 3 9 億円、愛知県＝ 4 2 億円」というのがいかに巨額であり、岐阜県にとって負担の大きいものであるかがよく分かる。

（３）2 月 1 日に国会が「災害予防対策をテーマにした補正予算」で「徳山ダム： 1 2 6 億 3 3 0 0 万円」つけたのに伴い、岐阜県は 3 月議会に補正予算案として「2 5 億 2 3 0 0 万円」を出している。〇 4 年は、掛斐川だけでなく、長良川（岐阜市内）でも大きな被害を出し、飛騨地方では「戦後最大級」の台風被害を被った。これを考えると「徳山ダム優先・偏重が甚だしい、異常」と言える。

（４）この補正予算では、国交省河川局分として 1 8 8 0 億円規模だそうである。これから言っても「徳山ダム： 1 2 6 億 3 3 0 0 万円」は大きい。皆様の近くの危ない川の改修が放置され、掛斐川流域住民にとって有り難くもない徳山ダムに限りある予算が投入されている。このことを、全国の皆様に知って頂きたい。

環境と人権を横においたとしても（横における問題ではないが）、ダムは途方もない「金食い虫」で、結果的に全国の「水害防止」の逆を行くのである。

☆ 徳山ダム用地取得に絡む水機構の不祥事

1 月 1 0 日に朝日新聞が、「補償費の二重払い」を報じ（＊ 1）、そのお金の出所が本体工事を請け負う J V（＊ 2）であることを報じた。徳山ダム建設所長と担当副所長は直ちに更迭され、水機構理事長以下 9 名の処分があった（処分は 1 月 2 8 日）。

しかし、実はこんなことは日常茶飯事で、他にいくらでもある。「クツ尾の杉： 1 1 5 0 万円の肩代わり」を中日新聞が 2 月 2 日に報道した。

3 月中に水機構本社の「調査－他にも同様なことがないか、徹底的に調査する－」が終わることになっている。が、どんな報告書を発表しても「他にもある」話はくすぶり続けるだろう（＊ 3）。

こうした不明朗な金銭授受の元を辿れば、結局は「人が現に暮らしている歴史ある山村を、『下流域の発展のために』水底に沈めてしまう」という超のつく人権無視の非道＝ダムという理不尽の根本に行き当たる。

＊１：朝日新聞の報道を目にした多くの人が「徳山村の地権者の人たちが横車を押して不正なお金を受け取った」という読み取り方をした。こういう報道のあり方に、徳山村の方から憤激の声が寄せられた。この１５００万円は、先に藤橋村（当時・島中村長）が勝手に契約をした（山林の権利は複雑。裁判所でも慣習法が大きく認められる。「藤橋村」の一存で契約＝売買出来るものではない）際の４２５万円と合わせて、地権者に分配された（受け取り拒否をされた方もいる）。誰かのポケットに行方不明になったものではない。が、不明朗・不透明には違いない。水資源機構が、先の契約が「間違った」ことを認めて、契約をやり直せば、別段どうということのない問題だった。しかし、「間違ったとは死んでも認めない」という体質ゆえ、問題を隠そうとしたのである。最大の受注業者であるＪＶに「紙袋入り」のお金を回させて、領収書も取らない・・・そういう金銭感覚のまかり通る世界のようなのだ。

全ては「下流域の発展＝ＧＮＰ向上のためには山村など潰しても良い」という「ダムという理不尽」ゆえである。この考えは「『国益』のためには死人が出てもらって得ない」という理屈と通底している。「イラクに行けば１日３万円の手当、死ねば９０００万円貰える」から自衛隊員は喜んでイラクに行くのか？

＊２：第１回目の入札はあった：だが２回目以降は「随意契約」である。機械の持ち込みにかかる費用などを考えれば、同じ業者が完成まで請け負うのが合理的、というのは理解できないでもないが、「随意契約」ゆえの不透明さ－何とでも補填できる－が「電話１本で１５００万円が紙袋で届く」ゆえである。

＊３：これに関しては、筆者は「河川局の陰謀」を強く感じている。「受注業者の肩代わり」が新聞に出たのは、河川局の策謀ではないが、「たった１５００万円（０４年度の徳山ダム予算は、結局３００億円超。１５００万円は０．０５％でしかない）」が報道されて、２Ｗちょっとで「理事長以下９名の処分」とは・・・。

肥大化した水資源機構の縮小・廃止は避けられない。水資源開発促進法を延々と生き残らせてダム造りを進め、水資源開発公団（現・水資源機構）を肥大化させたという「政策的誤りを糊塗する」目的をもった河川局の陰謀なのでは？ 問題の所在を水資源機構の職員のモラル等にすり替え、「縮小・廃止」世論を形成する・・・。国鉄分割民営化－総評解体のときに「国労組合員のモラル」をあれこれしたのに似ていないだろうか？ もちろん、河川局官僚は「そんなこと・・・。そこまで考えていません」と否定するが。

☆荒崎水害訴訟・・・大東水害訴訟判決を超えるために

２００２年７月１０日、大垣市荒崎地区は２５時間もの浸水被害を受けた。１９７５年の「市街化区域」指定後だけとって６回目の浸水被害である。

建設省中部地方建設局木曽川上流工事事務所『台風６号調査報告書』１９７６年５月で、「当地区（注・大垣市荒崎地区のこと）は従来からの遊水池であり本来ならば家屋の建て得ない所である。当地区は下流部に牧田川、杭瀬川の狭窄部があり大谷川、相川の水がはけないうちに一時遊水地域として昔より利用されてきた所である。……………当地区もいずれは締め切られるであろうが、締め切られるまでには、杭瀬川高瀬の引き堤、相川、大谷川合流点から杭瀬川までの河道改修が行われた後になろう。そうでないかぎり、この洗堰を締め切ればその結果として、他の地区

にその効果がおよび、より以上の災害が起こることは必至である。又、洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」「・・・最も問題となったのは、大垣市十六町の湛水状況である。本地区は洗堰の設けられた遊水地域であり、現状においては、建築基準法の災害危険区域の指定を受けるような地域である。治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなかろうか。」という記述がある。

1980年に洗堰を嵩上げした際の文書でも、荒崎地区は遊水地である、と位置づけられている。

以降20年、住宅地に越流水は入り続けてきた（これをもって「徳山ダム早期完成要求」に結びつけてきた：荒崎地区連合自治会では半強制的に「徳山ダム早期完成要求署名」をとり続けてきた）

2004年8月9日、ついに荒崎地区被災者179世帯が県を訴えた。

訴状に対する答弁書がまるで「なっていない」ので、原告側はご丁寧な解説の第一準備書面を出した。原告側は「大東水害訴訟最高裁判決」（河川管理者の責任をどこどこまでも逃れさせることになってしまうもの）を意識している。

.....

<原告側第一準備書面>

第1 原告らの「河川管理の瑕疵」の主張について

1 浸水被害を生じたことについての責任

原告らは、訴状「請求の原因」「第6 被告の責任」の冒頭において、「1 何についての責任か」と題して、次のように述べている。

「本件荒崎水害は、洗堰からの越流によって生じた浸水被害である。しかし、そこで問われなければならないのは、越流を生じたことではなく、浸水被害を生じたことについてである。つまり、越流を生じたことと浸水被害を生じたこととは別のことがらであるので、この両者は明瞭に区別される必要がある。」

すなわち、原告らは、「河川管理の瑕疵」の主張においても、「洗堰から越流を生じたこと」を瑕疵として主張するものではない。従って、「洗堰を閉鎖・嵩上げして越流を生じさせないようにすべきであった」「それを怠ったことが瑕疵であり、この点に被告の責任がある」と主張するものではない。これとは区別される「浸水被害を生じたこと」が瑕疵であり、被告の責任であると主張するものである。

この点、被告は、原告らの「河川管理の瑕疵」の主張とは、「洗堰から越流を生じさせてはならない」という主張であると誤解されている向きがあるので、敷衍して述べることにする。

.....

これに対する被告側第一準備書面は、自ら「河道主義から総合治水へというのは常識」と言いながらコテコテの河道主義で論を立てて来る（「現状ではとりあえず河道主義に立つ」と言ってしまう、論は通るのに）など「相変わらず」迷走している。

さらに以下のように許せない捻破りをやっている。

.....

<被告側第一準備書面>

原告弁護団の大半は、本件以外の訴訟において、越流堤と同じ洪水調節機能を有する徳山ダムの建

設に反対している。何故多大な洪水調節機能を有する徳山ダムが許されず、他方住民が多数住む荒崎地区において遊水地という洪水調節施設を設ける危険（具体的には、内水処理がより難しくなることなどから、緩衝帯の喪失によりいざという時に住宅地への水の到達が早くなること）を地元住民に負担させる理論構成を採るのであろうか。

.....

「原告弁護団の大半は・・・」は確信犯的な大嘘である。荒崎水害訴訟弁護団（５名）と徳山ダム弁護団（６名）の両方に関わる弁護士は１人しかいない。この訴訟の被告代理人を務める端元博保弁護士は、徳山ダム裁判（住民訴訟）の被告（被控訴人）代理人であり（つまり、「およそ岐阜県が訴えられたら何でも被告代理人になる」という「岐阜県御用達弁護士」である）、徳山ダム裁判の弁護団が「誰」なのかを熟知した上での大嘘なのである。

そもそも弁護団（代理人）が、他のどの訴訟を手がけているか、など全く「関係ない」。むしろこういうことに言及するのは「法律家として、いかにも品がない」から、裁判所の心証を悪くするのがオチである。にも関わらずこういうことを言うのは、荒崎地区に根強く残る（政治的に形成された）「徳山ダム待望論」を煽り、（ア）弁護団と原告団の分断 （イ）原告の地域での孤立化 を狙ったとしか思えない。つまり、政治的プロパガンダである。裁判の準備書面で「それをやるか!？」

また以下もブツンものである。

.....

<被告側第一準備書面>

ちなみに、原告らの求めていると思われる措置として、洪水防御計画の目標とする整備が完成するまで一時的に大谷川洗堰を越流堤として生かし荒崎地区に調整地を作る場合を想定してみたが、乙第23号証の①完全バック堤と①'完全バック堤及＋遊水地とを比較して見ると、遊水地を整備するためにだけに約170億円余分に資金を投入しなければならない。完全バック堤完成の費用が約100億円であることを考えると、如何に不合理な案で採用し得ないものであるか一目瞭然である。

また、岐阜県の補助河川改修事業にかかる年間予算は近年減少傾向にあり、平成13年度が約110億円、平成15年度では約60億円であったことを考えると、他の洪水危険地域の河川改修とのバランス上、荒崎地区のみを甚だしく優遇する結果となる上記一時的措置は全く現実的ではない。

.....

「原告らの求めていると思われる措置」云々そのものが被告の勝手な想像に過ぎないが、徳山ダムを「3500億円の治水ダム」に変貌させた結果、「治水負担分」が岐阜県だけで187億円もの増額となったのだ（国の負担分－全国の皆様の税金について、627億円増額）。岐阜県の治水予算規模からみて「バランス上・・・現実的ではない」のは、まさに徳山ダムによる新洪水調節計画（河川法16条の2の僭脱で行った治水計画変更）の方なのである。

（なお、3月12日に荒崎訴訟原告団から「荒崎水害訴訟は何を求めているか・・・」が発行された。1部100円。近藤のところにお申し越し下されば実費で送付します。）

05.03.11 徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子記

岐阜県大垣市田町 1-20-1 0584-78-4119(fax 兼)

近藤 Email:k-yuriko@octn.jp

URL:http://tokuyama-dam.cside.co

ダム水源環境整備センターが随意契約で受注した主な事業

事業名	件数	合計受注額	発注元
海里ダム(北海道)	9	3億8876万円	国土交通省
八ツ橋ダム(群馬県)	22	10億4935万円	国土交通省
清津川ダム(新潟県) 中止	4	4億1319万円	国土交通省
設楽川ダム(愛知県)	18	10億2980万円	国土交通省
三好川ダム(長野県)	10	4億1565万円	国土交通省
高古川ダム(岡山県) 中止	4	4億624万円	国土交通省
高古川ダム(岡山県)	10	3億3998万円	国土交通省
高古川ダム(岡山県)	4	4億1422万円	国土交通省
高古川ダム(岡山県)	6	7億655万円	国土交通省
高古川ダム(岡山県)	4	4億1913万円	国土交通省
高古川ダム(岡山県)	28	7億6714万円	国土交通省
高古川ダム(岡山県)	11	6億6714万円	国土交通省

同社は、ダム建設に際しては、環境保全を第一とし、地元住民との関係構築を重視している。また、ダム建設に伴う環境影響を最小限に抑えるため、事前調査やモニタリングを実施している。

国交省・旧水資源公団

随意契約665件、200億円

徳山ダム 調査など OB役員法人に

国土交通省・旧水資源公団(現・水資源機構)が一九九八年度から五年間に、同省OBが役員に就いている調査・設計・建設などの法人「ダム水源環境整備センター」(東京)に対し、ダムなどの建設にかかわる環境調査など六百六十五件、計約二百億円余を随意契約で発注していたことが分かった。国交省は一連の契約を認め「専門知識があるのは同センターだけ。随意契約」としているが、自然保護団体は「同じ調査ができる」「サルサントはたくさんある」と批判している。

徳山ダム(岐阜県)は、同省はすべて随意契約で二十件あり、徳山ダムに「イマフシ」などの橋梁(もろこし)類調査など約一億七千万円で発注していた。二〇〇一年度には、同ダムの環境保全調査や、同省河川局は「ダムの調査している」としている。

環境や性能などを理解しているのは環境整備センターしかなく、問題ない。一億円を超える契約もあるが、分割するとかえって不経済になる」と説明。同センター総務部は「環境分野に必要な動物植物などの幅広い知識を持つっており、要望に沿った調査をしている」と自負している。

しかし、環境調査も手掛ける日本自然保護協会(山梨)・林務理事は「同じ調査ができるコンサルタントはたくさんある。契約は(技術提案を)受けて業者を選定」し、プロポーザル方式に据えるべきだ」と指摘している。

国などの義務発注は一般競争入札が原則で、随意契約は「緊急時などない場合や緊急時などの特別措置」(財務省)とされている。ダム水源環境整備センターは、同省OBが役員に就いている。同センターは、同省OBが役員に就いている。同センターは、同省OBが役員に就いている。

合併目前、藤橋村に「清算」

徳山ダム補償1億3500万円

水資源機構

徳山ダム(岐阜県)は、同省はすべて随意契約で二十件あり、徳山ダムに「イマフシ」などの橋梁(もろこし)類調査など約一億七千万円で発注していた。二〇〇一年度には、同ダムの環境保全調査や、同省河川局は「ダムの調査している」としている。

理事長ら9人処分 JVV肩代わり

徳山ダム(岐阜県)は、同省はすべて随意契約で二十件あり、徳山ダムに「イマフシ」などの橋梁(もろこし)類調査など約一億七千万円で発注していた。二〇〇一年度には、同ダムの環境保全調査や、同省河川局は「ダムの調査している」としている。

徳山ダム(岐阜県)は、同省はすべて随意契約で二十件あり、徳山ダムに「イマフシ」などの橋梁(もろこし)類調査など約一億七千万円で発注していた。二〇〇一年度には、同ダムの環境保全調査や、同省河川局は「ダムの調査している」としている。

用地部長を別当処分、藤田・中田支社長と高沢長雄副支社長を文書厳重注意処分にした。この問題で、北側国土交通相は同日、青森県長に対し、厳重注意の文書を手渡した。

肩代わり 別に1150万円

徳山ダム受注業者

用地補償に絡み

機構上積み発覚回避か

地権者（協力金）として支払った千五百円を、工事を受注した共同企業体（Ｊ）に肩代わりさせていた問題で、これと別の補償交渉でも関係業者は千五百円を肩代わりさせていたとされており、分かった。同機は「事業全体を調査中なのでコメントできない」としているが、国未立並は前回の問題が明らかになった直後「他同様のことがあるとは認識していない」として、調査に積極的姿勢を示していただけに、相次ぐ上積み肩代わり発覚で、住民からは事業への不信感が湧いている。――関連②面

新たな千百五十万円
の口座に振り込まれて約
は、旧徳山村徳山地区の
百四十世帯に分配され

には、収入千五百万円の内容として「クツ尾

杉の木分」としか記さ
ていないが、戦後では、
このうち約六百七十万
は小学校数地の補償金
で、残りが杉の買い取り
代金、との趣旨の報告が
あったという。

水没予定地の立ち木の
補償で関機横は「成木に

では所有として補償額
機は成本前の杉を地権者
は買戻した。成本につ
ては、買戻取る義務はな
く、所有が業者に売却
するのが通例だった。

しかし、この関係者
は、建設会社から振り込
まれた金について「業者
が成本を買い取った代金
という名目で計上した
が、実際は伐採補償の上
種の性格だった。機機
の伐採補償額が十分では
なかった」と明かす。機
せられた可能性があ
同機機本社広報課は
「（ＪＶ局代わり問題）
似合性があるかどうか、

出上機を造った
財源のための異議が確
の財政」との異論が噴
を輸出した区民からは
小学校の敷地は所有機
が殆どの地主から区に移
つていたものの機機側が
地権者に補償金を支払
つていたため、区民から
異論が出た。

機機側は、これらの補償
の二重払いという不手際
が表面化するのを避ける
ため、業者に肩代わりさ
せた。

關係を調へたり、當時の國情に應じたりしてゐる。旧村民の權利關係は非常に複雑で時間がかかる。全体を調へて明らかにした公表した」とし、監督する立場の国土交通省水資源政策

徳山ダム
旧村民ほんろう

事業優先次々上積み

に、移転して、村を出たのが間違だった」と語した。

連の肩代わり問題で二重払いや額とり上げを
は、補償交渉で旧村民が求めた、エゴのように
も映る。しかし、交渉
経緯からは、地元的事
を十分かまずに交渉

急ぎ、事業を推進する水
産関係構と、大事業に
ほんとうと懸けた旧村
民の姿が浮かび上がる。
共有財産について、部
関係者と村当局代表と含
意するなど、不透明な交
渉が村民同士の疑心暗鬼
をもんだ。今回の杉の
木と学校敷地の補償額
劇で流された後、一九三
二個のすきさん。いったん

は杉樹防止目的で、
民が植えたものだった
でなく、「山林の地権者
でなく、区全体の財産」
との異論が出て、管理
が区全体への補償と同
様。に再請求した同様。

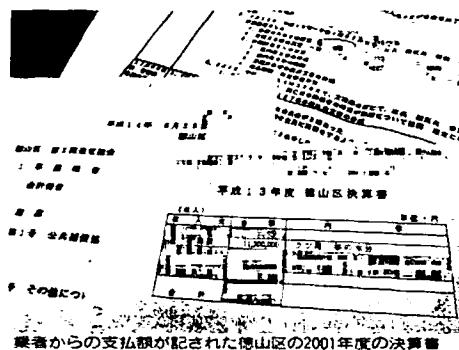
深かに補償関係は複雑
だったが、配電を強引
に交渉を押し切った機
と認められて、判断さ
と認められて、判断さ

審判開発会は、当初の地
主だけで補償額を算定
してしまつた。このため
旧村民との揉めも続い
た。「登山コース建設中
止を求める」の近藤ゆり
子事務局長は「金を払つ

直した姿勢を批判する。
「補償反対派」を通じて
旧村民との揉めも続い
た。「登山コース建設中
止を求める」の近藤ゆり
子事務局長は「金を払つ

せめて『』と書いておく
があるのに、そのせにな
かったと指摘している。

也元事情つかまず補償



業者からの支払額が記された徳山区の2001年度の決算書

また不明朗補償費

徳山ダム用地取得

水資源機構 業者名で1150万円

岐阜県旧藤橋村(揖斐川町)に建設される徳山ダムの用地取得に絡み、事業主体の独立行政法人「水資源機構」(さいたま市)が、「立ち木補償費」として1150万円を支払うと地元と合意しながら、補償費は業者名で振り込まれていたことが朝日新聞社の調べでわかった。この業者は「区の有力者と話し合って支払った」としているが、地元側は「交渉相手は機構で、業者が全額支払ったとは考えにくい」と受け止めている。同機構は資金の出どころなどを調べている。

資金出どころ調査へ

同ダムの用地取得をめぐる、補償費の土地代とは、この1150万円は、別に1500万円が支払われ、機構の現地事務所幹部と、補償費1150万円は、同村に合併されるが、ダム工事を受注した

前の徳山村徳山地区にある「クツ尾」の杉の木代となっていた。補償交渉は00年12月ごろから始まり、同機構はすでに地主に支払っており、「解決済み」としていた。しかし、区民でつく

る徳山区が「区民が植林や下刈りをして木を育てた」と補償費を要求、同機構は「杉を売って対応したい」と受け入れた。杉の木代の補償費は当初ダムの建設で水没する範囲を対象としていたが、その後、非水没地まで広がったという。01年6月に開かれた区の役員会で、機構が補償費として1150万円を支払うことを表明し、了承された。しかし、実際は役員会前に同額が地元業者名で振り込まれており、約140世帯に分配されている。

機構と徳山村で決めた損害補償基準などによると、水没地の立ち木は機構が伐採に必要な費用を補償するが、伐採された立ち木は買い取る必要がなく、所有者が業者に売るのが通例だった。登記簿などによると、1150万円を振り込んだとされる業者は土木・建築工事請負などを業務として96年に設立された。資本金が1千万円で、従業員は数人という。業者は「どうしても杉の木がほしかったので、区の有力者に働きかけた」と説明する。これに対して名指しされた有力者は「働きかけを受けた事実はない」と否定している。

区のある役員によると、振り込まれた金について機構に尋ねたところ、「おかしい金ではない。使った」と言われたという。別の役員は「機構が地主に支払った。同様の形で払えば不明朗な支出と疑われる。だから業者名で出したのではないかと受け止めている」。

水資源機構広報課は「なぜ、業者名で振り込まれたのかを含め実態を調べ、その結果を発表したい」としている。

徳山ダム

建設費25億円余を追加

県の一般会計 来秋、試験湛水へ

2005年(平成17年)3月4日(金曜日)

県の本年度一般会計補正予算案に、徳山ダム建設事業負担金二十五億二千三百万円が追加された。二月一日に成立した国の補正予算の災害予防対策費で、徳山ダム建設事業の百二十六億三千三百万円が認められたことによる治水負担金。事業主体の水資源機構は、岩の土を積み上げるロックフィル式ダム本体の完成が年内に早まり、約十五億円のコスト削減が図れるとしている。(小沢 伸介)

機構によると、来年五月中を見込んでいた盛り立て工事の完成時期が半年繰り上がり、その分の予算額は本年度当初、工事用大型タンク車のリース代などが安く上がにより九十三億円だった。水門据え付けや国道た。変更後の七月と十一日、本会議を再開し、県一六千円減額する本年度一

新年度当初予算案では概算要求より五十一億円少ない二百六十億円しか認められなかったため、機構は補正予算を含めての満額確保を目指していた。これで、試験湛(た)ん水が目標通り二〇〇六年秋に実施される可能性が強まった。

2年連続減額 一般会計 3月補正

県議会二月定例会は三が六億九千三百五十一万

清津川の発電水利権の経緯と今後の課題

平成17年 2月25日

ふるさとの清津川を守る会 藤ノ木信子

はじめに

清津川は、新潟・長野・群馬3県の県境苗場山に連なる山々を源流とし、信濃川に合流する延長43km、流域面積307km²の急溪流で、上流湯沢町では東京電力㈱・J-POWER（電源開発㈱）による発電事業に、下流中里村では灌漑用水として取水利用されている。また、中流域は険しいV字峡の続くゴルジュ帯になっており、上信越高原国立公園第一種特別指定地域・国の名勝天然記念物に指定されている清津峡溪谷となっており、水源開発の進んだ上下流に比べ豊かな自然環境を残している。

流況は融雪期と台風など集中豪雨期に突出して流量が増え、夏期・冬期には少なくなる豪雪地特有のもので、増減の差がある。また、中下流では、上流での発電取水・ダム放流の影響を受け、自然河川の流況を逸して日間・季間の差が大きい。

水質は全域にわたって「水質環境に係わる水域類型指定」でAA型とされているが、現実には上流の揚水ダムや苗場リゾート直下の流量の少ない場所で良好とは言えない。また、中下流でも発電取水後の流域変更によって本来の流量が損なわれ、渇水期には水温の上昇とともに水質が悪化し、動植物の生息・景観に悪影響が出ている。

この様な清津川の特性を踏まえて、本編では東京電力㈱の発電水利権更新を今年に迎え、ここまでの水利権問題の経緯と今後の課題について考察する。

発電水利権の発生と発電所ができるまで

流域は豪雪地であり、融雪時の豊かな水量・森林の水源涵養力から水力発電の適地とされ、大正時代から水資源開発は始まっている。大正3年、資産家であった長岡市のカーバイト工場経営者山口達太郎氏は、自家発電のため100立方尺（2.78m³/S）の水利権を取得した。三俣地点で最大100立方尺を取水し、山中をトンネルで導水して、流域の異なる湯沢村に発電後魚野川に放流するものであった。流域変更を伴う導水については、発電効率を考え落差の取れるよう計画されるものであるが、同意を求められた清津川下流の田沢普通水利組合は「下流地区の水利の影響を考慮せず漫然と応諾した」と資料には記されている。（※資料1参照）当時田沢村（現中里村）は度重なる洪水に見舞われており、少しでも水害の軽減されることを期したものである。しかし、発電が行われる前に2回の計画変更許可を経て、取水量は220立方尺（6.121m³/S）に膨れ上がった。水利権は東京電灯㈱に無償譲渡され、実際に湯沢発電所（15600KW）が竣工した時には、下流の灌漑用水の取水は困難になっており、県知事が仲裁に入っての調停が行われている。田沢水利組合は取水施設の改修費として一万五千円を受け取り、以後不服の申し立てをせぬよう収拾したものである。（※資料2参照）以来、下流域では慢性的な渇水に悩むこととなるが、事態が更に悪化したのは、上流清津川発電所が建設されてからである。清津川発電所の水利権・建設については、更に不明な点が多く、その水利権の成り立ちに下流の了解が得られていたものかも定かではない。山口達太郎氏から譲渡された湯沢発電所の水利権の他に4件の水利権を東京電力㈱は保有しており、遊休水利権（未開発水利権※資料3参照）として30年間失効とならず存在している。元の計画では右岸に第一・第二発電所を建設するものであったが、何度もの計画変更を経て上流部の小溪流からも集水し、左岸の支流カツサ川に調整池を設ける水路式発電所の清津川発電所が竣工することとなる。調整池からの最大取水量は8m³/Sは、申請時には渇水時補給用とされていた小溪流からの取水を許可時には通常の水利権とし、申請時には明記してあるカツサ川の取水を（カツサ川に調整池を設ける

にもかかわらず) 許可時には含まないもので、極めて不明確である。この水利権の許可に伴い、それまでの4件の水利権がどのように処理されたかも明らかでない。更に発電後、放水路を本流下をトンネルでくぐらせて右岸の湯沢発電所(既設)に直結したことから、湯沢発電所取水口が2箇所を増設されたことは、当時の変更許可書の所在が明らかでないばかりか、後日の資料中、許可日と申請日が前後して辻褄が合わず、無認可工事の疑いがある。(※資料4参照) また、下流中里村への照会は、工事の1年後県農地部長によるものであり、事後承諾を求めたことになるが、中里村長は湯沢発電所取水施設の増設に同意していない。(※資料5参照)

上流清津川発電所の最大取水量が8 m³/S、直結取水している湯沢発電所の最大取水量が6. 1 2 1 m³/S であり、余水路を経て差1. 8 7 9 m³/S は本流に戻る筈であるが、この直結後、下流の渇水は更に著しくなる。実際には湯沢発電所で直結前に8 m³/S に近い違法な過剰取水をしていたことを東京電力株が自ら認めており、直結後も発電量からの逆算で過剰取水をしていたことが明らかになっている。(※資料6参照) また、水利使用規則に基づく正しい取水量報告を怠っていたことも、発電企業者がいかに欲しいままに取水して営利をあげていたかを現している。このような発電企業者の都合による直結取水については、発電効率を良くするため(調整池からの取水は直結された3箇所の発電所で日間ピーク時対応の発電を可能にしている)だけでなく、大正時代、流水の占用料の徴収方法が第一発電所のみに課せられ、直結された下流の発電所は控除された制度が、企業者に無理な工事をさせる要因になったと思われる。

こうした過程を経て、放水路は湯沢発電所・石打発電所に直結し、その後魚野川に放流されている為、上流で取水された水は二度と本流に戻ることなく、下流の渇水の原因となっている。発電設備に合わせて増量変更された最大取水量6. 1 2 1 m³/S は、三俣地点での渇水流量に比べても過大で1. 5～2倍になる。年間平均5ヶ月間(最大8ヶ月間)は流量の全量が取水され、取水堰の直下は水が流れないカラカラの川原砂漠となり、清津川は三俣から始まっている河川延長が半分の川と言っても過言ではない。

河川管理者の責務と占用料の徴収

河川法では

- | | |
|-----|---|
| 第1条 | (目的) この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。 |
| 第2条 | (河川管理の原則等) 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行わなければならない。 |
| 2 | 河川の流水は、私権の目的となることができない。 |

とされ、河川水は公の水として扱われている。水利権とは河川の流水を占用する権利であり、それを占用しようとする者は河川法第23条(流水の占用の許可)で河川管理者国土交通省の許可を受けなければならない。一方、「水利権一問一答」(国土交通省河川局水利調整室著)では「水力発電用の流水は灌漑用や水道用と違い、取水後も私水とならず、それが水路を流下し、水車を回して放水するまでの間一貫して公水たる性質を維持すると考えられる。これは水力発電によっては一般的な意味における水の消費がなされず、単にその位置エネルギーが奪われるのみで、取水された水は取水された時とほとんど同様の状態で河川に還元されるからである。」とある。公水として考えられる水力発電の導水も、域外放流される場合(県境を超える場合を除く)や複数の発電所を直結する取水の留意点は、今までに特筆されておらず、単一の発電施設よりも環境に大きな負荷をかけるこれらの発電施設については、更新時に社会情勢の変化・河川ごとの事情を勘案することが求められる。

また、河川法第12条(河川の台帳)では下記のように定めている。

河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。
- 3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

清津川の水利台帳は国土交通省北陸地方整備局とその支所である信濃川河川事務所に保管されている。しかし、昨年閲覧したその内容は双方が一致しないばかりか、正しく記載されておらず河川法に反していた。一級河川に限らず、全国のほとんどの河川台帳は正しく調製・保管されていない。河川台帳の管理は補助事業であり予算がつかないこと（システムのまちがい）が原因と思われるが、国民から公の水の管理を託されている河川管理者として、国や自治体が法に反して職務を果たしていない状態は由々しきことである。（＊資料7参照）公平な水利行政の基となる水利権管理・取水実態の明確化・流況の把握をされることを切に望む。

水利権の許可権者は国であるが、占用料の徴収は地方自治体（県）の仕事である。（河川法第32条 流水占用料等の徴収等） 流水の占用料は土地の占用料と合わせて、許可された取水量（最大取水量・常時取水量）から河川法施行条例に記された算式に基づいて計算され、地方自治体（県）に納められる。（＊資料8参照）東京電力株は湯沢発電所の水利権に関わる占用料として、年間27,367,649円（県企業局調べ）を支払っている。しかし、この計算法は取水量の変更がない限り変ることではない。湯沢発電所の取水量も80年間変更されておらず、電気料金の変動はあっても原価は大きく変らない仕組みになっている。占用料の算定の基になる常時取水量がどのように設定されるのかを聞くと、「更新時前10年間の実際の流況によって」との答えが技術者から返ってくるが、湯沢発電所の常時取水量2,782m³/S（100立方尺）は更新時の実測によるものでなく、大正13年発電所竣工当時から変りなくそのままである。

上流清津川発電所を建設しその放水路を湯沢発電所に直結した時、東京電力株は湯沢発電所の取水口増設変更申請をしている。（＊資料9参照） 実はその時、これまでより安定して取水できることから、残流域分を足して常時取水量を増やし、3,371m³/Sとして申請したにも関わらず、河川管理者（県）はもとの通りの2,782m³/S（100立方尺）のままで常時取水量を変更していない。このため、その後45年間にわたり占用料は申請者の意図に反して安価のままであり、累積で県民の収入約8,000万円徴収不足が生じており、現在も施設に見合わない安い占用料のままである。この不合理な見過ごしは、公の水を管理する者として職務怠慢と言わざるを得ない。

魚野川・清津川流域の灌漑用取水

清津川上流で取水された水は、3箇所の発電所を経由して本流には戻らず、魚野川に放流されている。そのため、魚野川流域の農業者からは「水利権の更新」を主張する声があがっている。このことは清津川の発電水利権とは直接的に無関係である。そもそも、魚野川沿川の灌漑水利権は清津川からの6,121m³/Sを含めて魚野川の水量とみなして与えられたものではなく、本来の魚野川の流況に即して許可されている。もし魚野川農業者の主張どおり「清津川の水がなければ米作りはできない」とすれば、そのような灌漑水利権を許可した河川管理者は、「国土の均衡ある発展」を無視して、一方の地域の発展のみを促進し、他方の生活を阻害したことになり、憲法で保障される平等の精神に反し行政訴訟の対象である。しかし、80年の永きにわたって清津川の水は魚野川に導水されており、魚野川水利権者の感情は穏やかではない。

魚野川流域の灌漑用取水について、客観的に流況を調査した新潟大学工学部の研究（＊資料10参照）では、過去10年中の渇水年（もっとも過酷な条件を選出）に清津川導水がない場合をシミュレーションした。その結果、支流流入量が多い魚野川で、影響が出るのは西部開田幹線用水のみであり、それより下流の取水には支障をきたさない。

西部開田幹線用水も清津川からの導水がなくても、代掻き期ではまったく問題はなく、管理期でも数日間のみ水利権量に対して2 m³/S程度の不足（実際の取水量に対しては更に少ない）が生じただけであった。そのような状況下では、もとより清津川でも渇水状態であり、両流域が取水制限や番水など互譲の精神で渇水を乗り切らねばならないのは当然である。なお、それ以外の平年並みの流量年には、清津川からの導水がなくとも魚野川では水不足は生じない。

一方清津川流域では、上流で全量取水された後、中流でようやく流量を回復しても、桔梗ヶ原頭首工で水利権量の灌漑取水が困難な年が度々発生し、著しい時は週に一度しか田地に通水できない状況となる。その都度東京電力㈱に協力を要請し、放流量を増やす処置が必要となっているが、更に下流では水温が上昇し漁業被害が起こる。そもそも、流域面積が清津川の5倍もあり支流も豊富な魚野川に、流域の小さな清津川の水を全量導水していることは、河川環境にかかる負荷が大きく正常な河川の機能は期待できない。

魚野川・清津川両水系にかかわる灌漑用取水の感情問題は、そもそも東京電力㈱の発電事業に伴い結果的に生じた争いであり、発電効率を優先させる企業体質が県民にもたらしたいわれなき問題である。その解決に当たっては、80年間新潟県の水資源を利用して営利を得てきた東京電力㈱が、誠意を尽くし積極的に取組むことが望まれる。

清津川の河川環境と特殊事情

清津峡は昭和24年自然公園法による上信越高原国立公園第一種特別指定地域に、昭和16年文化財保護法による名勝天然記念物に指定されている。国立公園の景観保全例については早いものでは、昭和18年に黒部川で観光放流を許可の条件（黒部第3発電所で平日は50立方尺、祝祭日は100立方尺）としており、特別名勝の風致維持でも昭和29年に柴木川第一発電所で放流義務を付している。清津川発電所建設時（湯沢発電所の取水口増設時）や電源開発㈱の奥清津発電所建設時には下流への配慮が必要であったが、清津川ではそのような処置はされていない。

また、流域には環境省レッドデータブックにおいて絶滅危惧の危急種・希少種（絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律）に指定されている哺乳類・鳥類・魚類などが生息しており、その保全には流水の回復は欠かせない。魚類では古文書で漁獲されたとされる大型種が既に清津川では絶滅しており、過剰な取水・水源開発による河川環境の変化が原因と考えられる。現在、清津川を中心とした自然生態系は万全とは言えずとも、周辺の開発に追われた野生生物の生息をкаろうじて可能にしており、清津川特有の複雑な気候・地形・標高条件が幸いし、その種類・個体数も多種多様である。この博物館的な生物群は、急ぎ河川環境回復に取組まねば絶滅を待つばかりとなる。特に羽化した水生昆虫を水上で捕食している哺乳類（翼種目4種）は学術的に貴重で、哺乳類学会でも注目を集めており県民財産である。（*資料1 1参照）これらの絶滅危惧種の中には日本固有種もあり、保全については特別保護区などの指定も考えなければならない。

自然環境だけでなく、清津川の特殊事情として、清津川ダム計画中止後の三俣住民の生活再建問題がある。水没予定地として35年間インフラ整備が遅れ、生活設計を立てられぬ苦痛を余儀なくされたこの地域は、湯沢発電所三俣取水堰の直下流であり、もっとも渇水被害を被る。ダム計画中止後「自然と共生したまちづくり」を目指し観光業を生業とする三俣住民にとって、清津川が川原砂漠化していることは致命的で、「水を返して欲しい」との声があがっており、国土交通省は元ダム事業者として計画中止後の生活再建・地域振興に尽力することが責務である。歴史的に見ても、大正7年、山を超えて導水する湯沢発電所の暗渠を掘削する際、発破作業時に大雪崩が発生し156人の尊い命が失われており、工事との因果関係が明らかにされなかったとは言え、清津川電源開発でこの集落のたどった運命は、一時的な繁栄はあれども櫛風沐雨の如く胸の痛むことが多い。（*資料1 2参照）

もう一点河川に大きな負荷を与えている遮断物に、J-POWER（電源開発㈱）による日本最大級の揚水発電施設（奥清津発電所100万KW・奥清津第二発電所60万KW）がある。清津川本流に下ダム、支流カツサ川に上ダムの二つのダムを設け、貯水を上下させて日中の電力ピーク需要にあわせ発電を行うもので、ここには東京電力㈱の3つの発

電施設（清津川・湯沢・石打発電所）の合計認可水量の15倍にあたる414m³/S（発電時）もの水利権が許可されている。下ダム（二居ダム）より下流では、大雨が降った後のダム放流で数日間濁りが続く。東京電力株が上流で取水して水路で導水するため二居ダムへの流入量が少なく、ダム湖内の貯水が交換しにくい為、細かい泥（シルト）が溜まるのが原因と考えられる。また、平時でもダム湖貯水の浸透・蒸発による損失から流入量より放流量が少なく、ダム直下の水質は良いとは言えない。

大型リゾートスキー場（苗場スキー場）による水質汚濁も季節によって看過できないものであり、上流部の開発の影響は中下流に及んでいる。（*資料13参照）

その他に中里村には、東京電力株刈羽柏崎原子力発電所からの高圧送電線が横切っている。新新潟幹線（50万ボルト1959年送電開始）と南新潟幹線（100万ボルト1955年送電開始）のもので、村南部の山林は架線工事のために切り開かれ、高圧鉄塔が林の如く建ち並び、景観も阻害している。中里村は、首都圏への電力の供給のため電気事業者に対し協力を惜まず国土の発展に貢献してきたが、東京電力株から清津川の水利権問題について誠意ある回答を得ていない。

今後の課題

「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について（昭和63年7月14日・平成12年12月12日通達）」では、水利権の更新時には集水面積100km²あたり概ね0.1～0.3m³/Sの河川維持流量ガイドラインが示されたが、これでは環境復元には不十分であることから、各地で関係者・学識経験者や流域民による協議会が設置され、各河川の事情に応じた放流量を決めている。このことは「今後の水利使用許可制度のあり方」（平成10年3月国土交通省水利制度研究会答申）にも沿うものであり、「地域特性に応じた水利使用許可のルールも、必ずしも固定のものとするのではなく、利水者や地域が地域の問題として十分に議論した場合にはこれを踏まえて適宜見直しを行い、経済社会の変化に柔軟に対応できるようにしておくことが必要である。」のとおりである。（*資料14参照）

さまざまな清津川の特長事情を考えると、国交省の維持流量ガイドラインに沿っただけで取水制限量を決めることは難しい。東京電力株の取水制限素案は平均してもガイドラインをギリギリ満たすものであり、これによって河川環境の改善はほぼ望めない。近年各地の河川維持流量の決着相場はガイドラインの約3倍となっており、放流の効果がようやく調査できる量である。

古来、日本人の知恵に「見試し」という方法がある。河川流量のような計算どおりにいかない数値で水利権量を決める時、暫定的に数字を設定して実際に試して不都合が起こらないかを見る方法で、現実即解決法である。机上の数字で決めるのではなく、実際に放流実験をくり返し、妥協点をさがすのも一法である。

全国的には流域で水の返還などの声があがっている場合、水利使用者・学識経験者・流域民を交えた水利調整協議会や環境審議会において、情報を共有し議論を経て決着する例が一般的である。このことは国民の河川への関心を高め、官民協働の流域自治に寄与し、水系全体の水循環・河川環境を統合的に整えることは、水資源供給の弾力化を図ることにつながる。

水利権の更新は、社会情勢にかんがみて時局に合った権利のあり方を見直すためにある。湯沢発電所の水利権が発生してから既に一世紀近くが過ぎ、当時と現在の社会情勢・世論は大きく変化している。河川管理者は話し合いのテーブル（水利調整・河川環境協議会）をつくり、公の水を使うことの原点に立ち戻り、官民・有識者が情報を共有して議論を尽くし、県民理解の得られる結論を出す努力が求められる。

資料目録

No.	資料内容	出典
資料 1	用水源枯渇についての实地見分申請 (延 12 年 3 月)	中里村史資料編 (下巻)
資料 2	東京電灯との協議契約書 (延 12 年 7 月 5 日)	中里村土地改良区 「土地改良のあゆみ」
資料 3	未着手分水利権 (延 14 年) 未開発水利権の整理	県立文書館蔵書 河川全集第 1 集 (水利権) 建設省河川研究会著
資料 4	発電水利使用の事務取り扱いについて (昭和 28 年)	県立文書館蔵書
資料 5	湯沢発電所発電水利使用変更について とその返答 (昭和 34 年 1 月 27 日)	中里村土地改良区資料
資料 6	「東京電力違法取水疑惑」記事 (昭和 16 年 9 月 20 日ほか)	十日町新聞社
資料 7	河川台帳 (水利台帳) 湯沢発電所	国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所
資料 8	最大使用水量・常時使用水量の決定と 更新時の水量の変更・常時使用水量の意義 新潟県河川法施行条例	水利権一問一答 (国土交通 省河川局水利調整室著) 新潟県河川課
資料 9	湯沢発電所水利使用計画変更許可申請より (対外秘) (昭和 33 年 12 月 25 日)	東京電力(株)
資料 10	湯沢発電所による流域変更問題と魚野川流域 の農業用水に関する研究より抜粋	元新潟大学工学部建設学科 中田隆二著
資料 11	清津峡温泉周辺のコウモリ調査より抜粋 (対外秘) (昭和 16 年)	新潟県自然環境保護員 藤ノ木正美撮影
資料 12	災害 三俣村大雪崩	南魚沼郡史
資料 13	渇水状況・水質状況写真	清津川水フォーラム現状報告
資料 14	今後の水利使用許可制度のあり方 (昭和 10 年 3 月)	国土交通省水利制度研究会
その他資料	湯沢発電所・清津川発電所水利権年表	清津川流水問題懇談会

打ち出し、注目された。2月からは新委員に入られ替わった。水系で計画中の五つのダム事業は、中止されるのか、住民の意見はどう反映されるのか。公共事業の進め方をめぐり、模索が続く。

（論説委員・大塚伸之）

英の文化遺産

[illegible]

全住民が昨年移転、更地広がる建設予定地

[illegible]

田川流經大田市で橋を架けてゐる。洪水に悩まされ、水を効果よく使つたためだが、この操作が魚の増殖に影響を与えてゐることを指摘が出て、水質操作の程度が検討されてゐる。

瀬川が旧縣したのは、大正時代。瀬川を「大正川」と改称して写る影が、大正と、昭和として川々々の建設を述べてゐる。昭和は、今更が町に属した二十町、豊井、坂井、



「いまから……**慣る区長**」「造らないから帰りたい」

[illegible][illegible]

問われる「撒退ルール」

とりの同族、会合を重ね
だ。その事業は遠慮なく行な
うる間隙では、森田氏の提案
に賛成する勢が党内に優勢だ
と主張している。国会を
閉じれば「憲法改正の動き

られる」**撤退**

）森田氏面会中にもそのよ
うに述べた面もある。どうも
勘定もある。だが、半端に議
案を提出しただけで、森田
全米議員団の間に一石の井
戸堀を生み出す。

それから、何となく一歩

兵が再捕した。新しい委
 任は牛欄土の守備隊長は
 「隊内が委員会を尊重
 する」という約束の理解
 として居る。今更々言葉
 の中止も具体的に説明した
 ことだ。

「ルール」

ときをた。すに侵入した
 慣用をたぬる。川土
 のすに、秘密をたに佳
 風の風をたに区別するの
 が、公共事業の「規則の
 ルール」にたいして、尊重を重
 れたことだ。



淀川水系で計画されている5つのダム事業

ハッ場ダム関連新聞記事

(第三種郵便物認可)

2005年(平成17年)2月24日(木曜日)

富山県

富山県

代替地移転、県助成へ

長野原の
水没地区

町外流出の歯止め狙う

長野原町のハッ場ダム建設に伴う水没地区住民の生活再建で、県は二〇〇五年度から、代替地への移転住民に対する助成制度を創設する方針を明らかにした。

同ダム建設では、長野原町の川原湯、川原畑、林、横壁、長野原の五地区計約三百四十世帯が水没。町内外への移転者に対しては、現在も一定の金銭支援が行われているが、今回新たに国交省が造成中の代替地への移転者に限定し、生活再建のための支援を行う。具体的支援額などは今後、財源となる「利根川・荒川水源地域対策基金」に支出する下流都県や国などと協議した上で決める。

国交省による代替地の第一次分譲開始は二〇〇五年

いが、それをできなかった解除したい」とし、国、県、住民で組織する検討会で再建に向けた話し合いを進め、早期の事業実施を目指す考えだ。

上毛新聞 2005年1月30日

価格引き下げ 求め回答書

ハッ場ダム
水没5地区

長野原町のハッ場ダム建設に伴う水没五地区(川原湯、川原畑、林、横壁、長野原)の代替地分譲基準連合交渉委員会(萩原昭朗委員長)は二十九日までに、昨年十二月に国土交通省が提示した移転代替地の分譲価格を巡り、価格引き下げの再考を求める回答書を再度、提出した。

同委員会は、昨年十二

月の三度目の分譲価格提示に対して①価格自体が引き下げられた②三項目の減額措置が加わった③を評価していた。

しかし、二十七日に開かれた委員会で林、横壁、長野原の三地区が「合意はやむをえない」と回答したのに対し、金世帯が昨年に十二月に同省が分譲水没する川原湯と、川原畑の両地区は「要望する価格とは二―三万円の開きがある」として再度、価格引き下げを求めるよう提案。委員会は両地区を

しかし、二十七日に開かれた委員会で林、横壁、長野原の三地区が「合意はやむをえない」と回答したのに対し、金世帯が昨年に十二月に同省が分譲水没する川原湯と、川原畑の両地区は「要望する価格とは二―三万円の開きがある」として再度、価格引き下げを求めるよう提案。委員会は両地区を

露天風呂や公民館

三〇〇の場所に進成が進められている。

国交省は来年度末に一邵水没住民の移転が可能としているが、同町の水没五地区の代替地分譲基金連合交渉委員会は移交代替地の分譲価格引き下げを求めている。交渉が続いている。

被告の知事側
棄却を求める

ダム公金差し止め訴訟
国が進めるハッ場ダム
(群馬県長野原町)や湯
西川ダム(栗山村)の建
設に反対している市民団
体「市民オンブズパー
ン栃木」の会員が、知事
を相手取って、建設費担
金の支出中止と、既に拠
出した7億7千万円を前
知事に支払わせるよう求
めた訴訟の第1回口頭弁
論が27日、宇都宮地裁
(岩田真誠判事)であつ
た。被告側は請求棄却を
求めた。

裏付けがなくてはなら
ない」と指摘。必要性を欠
く公金を前知事は支出し
たと原告側は主張してい
る。被告側は原告側の主
張について「何をもちに
いかなる収入を算定する
のかが理解できない」と
反論した。

下野新聞 2005年1月28日

知事側が
棄却求める

ダム差し止め訴訟
南摩、湯西川、ハッ場
のダム三事業への公金支
出は違法だとして、市民
オンブズパーソン栃木
(代表・高橋信正弁護士)
と県民二十二人が知事
に、既に支出された約七
億七千万円の損害賠償な
どを求めた住民訴訟の第
一回口頭弁論が二十七
日、宇都宮地裁(岩田真
誠判事)で開かれた。知
事側は請求棄却を求める
答弁書を提出、争う構え
を見せた。

ないにもかかわらず、県
が支出した約七億七千万
円の移転補償費は地方財
政法などに違反すると主
張。事業の差し止めと既
に支払われた負担金を賠
償すべきだとしている。
弁論では原告側の県民
四人が意見陳述。南摩ダ
ム建設予定地周辺に住む
鹿沼市上南摩町の広田義
一さん(60)は「事業内容
が変わるたびに住民はほ
ろろとされ続けてきた。
生活基盤を失うかもしれ
ないという不安は言葉で
言い表せない。事業の水
需要は本筋に必要なもの
ではなく、作り出された
水需要だ」などとダム事
業の必要性を訴えた。

朝日新聞 群馬版 2005年1月29日

県側、却下求める

ハッ場ダム(長野原
町)に公金を支出するの
は違法だとして、市民団
体「ハッ場ダムをストッ
プさせる群馬の会」(新
田朋雄代表)の住民らが
小寺弘之知事を相手取
り、今後の支出差し止め
と、1年間の支出分約11
億7千万円の返還を求め
た住民訴訟の第1回口頭
弁論が28日、前橋地裁
(東條宏毅判事)であつ
た。被告側は「訴えは不
適法として、請求の却
下を求めた。

ハッ場ダム訴訟
第1回口頭弁論

原告側の3人が法廷に
立ち、意見陳述した。法
廷に持ち込んだスクリー
ンに高橋信正の画像など
を映しながら、「利水、
治水の両面とも、ダム建
設による利益はない」
「自然破壊につながる」
などと主張した。

訴状によると、事業費
総額はもとより2110
億円だったが、13年に計
画が変更され、約460
0億円に増額された。群
馬県は約200億円の負
担が予定されている。
同ダムをめぐるのは、
事業費を負担する1都5
県の住民が昨年、支出を
めぐって一言に監査請求
を出した。しかしいすれ
も退けられ、各都県で同
様の提訴に踏み切った。

知事ら争う構え

ハッ場ダム
住民訴訟 請求棄却求める答弁書

前橋地裁

国土交通省が長野原町
で建設中のハッ場ダムへ
の負担金支出は違法とし
て、県内の住民二十一人
が小寺弘之知事ら二人を
「宏毅判事」であった。被
告側は請求の棄却と一
部却下を求める答弁書
を提出、争う構えをみ
せた。

訴状によると、ハッ場
ダムの事業費は約九千
八百億円、本県が約二
百十億円を負担。原告側
は将来、首都圏の人口減
が始まり水需要が減少す
る上、治水もダムの必
要はないと指摘し、県と
県企業局の負担金支出は
違法と主張。過去一年間
に県などから支出された
約十一億七千万円につ
いて、必要性より害悪が多い
などと訴えた。

ハッ場ダムをめぐる
は、本県を含め、事業費
を負担する六都県の住
民が各地裁に同様の住
民訴訟を起こした。す
でに茨城、栃木の両県で
は第一回口頭弁論が開
かれ、被告側が全面的
に争う構えを示してい
る。

ハツ場ダム県費支出訴訟

口頭弁論始まる

さいたま市

国土交通省が群馬県吾妻郡長野原町に建設を進めるハツ場(むつば)ダムに県費を支出するのは違法として、県民三十二人が、県の負担金八百三億円の支出差し止めを求めた住民訴訟の第一回口頭弁論が二十三日、さいたま地裁(吾妻地裁判事)で開かれた。県側は訴えの棄却を求める答弁

書を出した。第二回口頭弁論は五月十一日に開かれる。

答弁書で、県側は住民側が求めた住民監査請求が却下されたことを基に、提訴の適格性を欠くと主張した。

住民側の意見陳述で、原告の一人、水源開発問題全国連絡会の嶋津陣之代表は「一九九〇年を境に水需要は減っている。これからは水余りの時代」「利根川の治水計画は、極めて過大な洪水量を想定しており、現実味を失っている」と利水、治水の両面でハツ場ダムが必要ないと主張した。また建設予定地には「地層に無数の亀裂が入っており(ダム建設が)地すべりを誘発す

る」と危険性を指摘した。

国交省は二〇〇三年十一月にハツ場ダムの総事業費を四千六百億円に引き上げ、県費の同額を得た上で、県は昨年三月、負担増の受け入れを決定。それに対して市民団体が、県費の支出中止を求めた住民訴訟を一斉に提起した。

だが県監査委員は昨年十月、「公金支出の違法性を具体的に指摘していない」などとして請求を却下した。ハツ場ダム建設に支出する関東一都五県の住民は昨年十一月、公金支出差し止めを求めた住民訴訟を一斉に提起した。

ハツ場ダム 国土交通省が群馬県の吾妻川上流に建設を進める大型ダム。一億五千万に計画され、現時点での完成予定は二〇一〇年度。同省は二〇〇三年に、総事業費を二一〇億円から四八〇億円に増額。それに伴い埼玉県側の負担額は二億八千三百億円から五億八千三百億円に増えた。そのほかには、水源地域対策特別事業費一億四千二百億円と、水源地域対策基金拠出金の億

県側は却下求める

ダム訴訟
住民側

口頭弁論 原告側「建設は不要」

群馬県長野原町に国が建設中のハツ場ダムに公金を支出するのは違法だとして、市民団体「ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会」(藤永知子代表)のメンバーら三十二人が上田清司知事などを相手取り、県支出の差し止めと過去一年間に支出した約三億九千万円の返還を求めた住民訴訟の第一回口頭弁論が二十三日、さいたま地裁(吾妻地裁判事)であった。被告の県側は「訴えは不法だ」として却下を求めた。

三人の原告が、法廷の壁にプロジェクトで建設地の画像や水需要のデータを示しながら

法である」と具体的な審理に入る前に却下するべきだと主張する答弁書を出した。

ハツ場ダムは、〇三年十一月に事業費が二一億一千万円から四億八千万円へと引き上げられ、日本一高額のダムとなった。

訴状によると、県の予定負担額は地元対策も含めて約八億九千三百億円。建設に反対する一都五県の住民らは昨年、各都県の住民監査請求を出したが退けられ、六都県の地裁に一斉提訴している。

「ハツ場ダムの必要性ない」

水戸で負担金訴訟初の口頭弁論

国土交通省が長野原町で建設中のハツ場ダムへの負担金支出は違法として、茨城県の住民約二十人が県の支出差し止めなどを求めた訴訟の第一回口頭弁論が二十五日、水戸地裁で開かれた。

負担金支出をめぐり、本県など六都県の住民計約五千四百人が各都県で同様の訴訟を起しているが、口頭弁論が開かれたのは水戸地裁が初めて。

住民側はダムの建設予定地で地滑りの恐れがあると指摘。「人口の減少を考えれば、将来、水道の需要は減る。ダムの必要性は全くない」などと意見陳述した。

県側は、訴えは不法法との答弁書を出した。

県側が争う構え

ハツ場ダム費用「訴えは不適法」
支出差し止め訴訟

第1回口頭弁論

国土交通省が利根川上流に建設するハツ場ダム（群馬県長野原町）に、県が負担金を支出するのは違法だとして、市民団体「ハツ場ダムをストップさせる茨城の会」のメンバー21人が橋本昌知事らを相手取り、過去1年間の支出金約10億4千万円を差し止めを求めた訴訟の第1回口頭弁論が25日、水戸地裁（松本光一郎裁判長）であった。県側は「原告の訴えは不適法」だとして、訴えの却下を求めた。

訴えによると、ハツ場ダムの総事業費は約4600億円。このうち県の負担分は219億円で、関連事業や利息を含めると負担は394億円にのぼる。原告側は県内の水道利用者が打ちであることなどから、「利水、治水に必要ない」と主張。財政状態が厳しいなか、公金投入の中止を求めている。

ハツ場ダムへの支出負担をめぐっては、監査請求を却下された利根川流域の1都5県の市民団体が同様の提訴に踏み切っている。水戸地裁を皮切りに、今後、各県の地裁で順次審理が始まる。

ハツ場ダム

地滑り決壊の危険

東京地裁 住民訴訟原告が陳述

国土交通省が建設中のハツ場（やんば）ダム（群馬県長野原町）への公金支出は違法だとして、東京都が支出した三十二億九千万円の返還と今後の支出差し止めを問う住民訴訟の第一回口頭弁論が十六日、東京地裁で行われました。

「ハツ場ダムをストップさせる東京の会」など人の只野靖弁護士は、八

ハツ場ダム 神奈川県 五郎の都市用水と治水を目的に一九五二年に構想され、利根川支流の群馬県吾妻川に建設予定の多目的ダムです。国土交通省は事業費総額を約四千八百億円と試算

これに対し、都側は、原告の主張に「争う」と答弁、次の法廷で都の主張を明らかにするとしました。

口頭弁論後に原告側が開いた説明会で、訴訟代理人の高橋利明弁護士は「ハツ場ダム問題が公開

ハツ場ダム差し止め 県側棄却求める

水戸地裁

国土交通省が群馬県長野原町で建設中のハツ場（やんば）ダム建設をめぐり、県が負担金約二百六十億円を支出するのは違法だとして、住民二十一人が橋本昌知事らを相手に、支出差し止めなどを求めた訴訟の第一回口頭弁論が二十五日、水戸地裁（松本光一郎裁判長）であり、県側は棄却を求めた。

ハツ場ダムをめぐっては、東京、埼玉、千葉、栃木、群馬の1都4県の住民が同様の訴訟を起している。

訴状などによると、建設費は四千六百億円。県が負担するのは二百六十億円、利息を含めると三百九十億円。首都圏の人口減少が始まる二〇一五年以降、水需要の減少が加速するほか、治水上もダムの必要性がないと指摘している。

住民側は県負担金の支出差し止めと、過去一年間に支出された負担金約十億円を知事ら個人に損害賠償請求するよう、県に求めている。

山鳥坂ダム環境検討委

重点調査から除外

工務所「範囲に営巣地ない」

山鳥坂ダム(大洲市) 建設の適否を判断 手法などを検討する 委員会(委員長・石川和)の第二回会合が二

絶滅危ぐ種クマタカ・ヤイロチョウ

十一日、松山市内で開かれた。ダム予定地周辺では、環境省のレッドデータブックで絶滅危ぐ種のクマタカやヤイロチョウの巣、幼鳥、古巣の存在が確認されていたが、重点的に調査する「注目種」から三種は除外された。

工務所の同ダム工事事務所は「ダム建設で影響

が及ぶ範囲内に営巣地がないため」と理由を説明している。

事務局側は鳥類の調査地域として、山鳥坂ダムの付け替え道路内の事業実施区域と、ダム建設予定地の河辺川に並行する堤根の内側を設定。また、鳥類の注目種を過半数として、調査地域に年中生息していることやエサが豊富にあること、調査項目を設けている。これらの基準から今回、オオタカやサシバを注目種に選んだ。

クマタカについて、委員(鳥類専門)からは「注目に加えるべきだ」と意見が出たが、別の委員(同)からは「営巣が対象範囲内で確認されていない」と、適定に否定的な意見が出た。

委員会終了後、同ダム工事事務所は「現時点では、ダム建設でクマタカの生息に影響はないと考えている」と話し、引き続いて、モニタリングを続ける方針。四月の次の回で調査方法を詰める予定。

これに対し、日本野鳥の会鳥友部の泉原猛顧問は「オオタカやサシバより、クマタカは地域生態系の頂点に位置する鳥の存在が、データがないからクマタカをまず注目種に加えるべきで、あえて外すのは科学的な態度ではない。国に特定の目的があるとしたか思えない」と批判している。

山鳥坂ダム基本計画

2月県会に廃止提案

国土交通省は二十三日までに、中止となった中予分水事業や県の工業用水事業を含む山鳥坂ダム基本計画(一九九四年八月一日公示)の廃止方針を決め、加賀守行知事に

要。知事は県議会の議決を得て、国に廃止への同意を伝える見通し。

ダム使用権設定予定者のうち、工水事業を計画していた県営企業管理局は、廃止に同意する方針。一方、中予広域水道企業団(企業長・中村時広松山市長)は「国から正式な意見照会が来ているが、企業団としては当初計画を取り下げるというスタンスを従来から表明しており、国の廃止方針にそのまま同意するかどうかが企業団内部で協議したい」と(白方久志事務局長)と話している。

国交省は関係機関からの回答を得て、計画廃止を公示する。廃止後は、河川法に基づく治水目的のダムとなる。

報告：第二回 RWESA Japan セミナー会蔵

国際環境 NGO FoE-Japan

清水 規子

2月12日、東・東南アジア河川ウォッチ (RWESA) Japan 主催の第二回ダムセミナーが、「アジア太平洋みどりの京都会議 2005 (APG)」の分科会として、京都で開催された。テーマは「そのダムは必要か？その途上国支援は適切か？－日本におけるダム問題&アジアにおけるダム問題と日本の公的資金－」。セミナーでは、東京で昨年行われたダムセミナーに引き続き、日本のダム問題や日本の公的資金が支援している東南アジアのダム問題が主に議論された。

RWESA ネットワークと世界ダム委員会

最初の報告は、水源開発問題全国連絡会 (水源連) の氏家氏より、ネットワーク団体である RWESA の紹介と、その主な活動である国際協力銀行 (JBIC) キャンペーンや、世界ダム委員会の報告書にある七つの勧告を実施するため活動についてである。JBIC は、日本の税金や財政投融資を原資としており、その公的資金を使って政府開発援助 (ODA) を実施し、また日本企業の海外進出に補助金を出しており、これまで特にアジアの巨大ダムに資金を投入してきた。氏家氏は、最近のダム建設の動向として、日本では現在各地でダム反対運動おきているため今後の新しいダム計画の実現が困難になってきている一方で、これまで日本のダム建設に携わってきたダム業者が、JBIC からの資金投入を受け、今後アジアに市場を求めて海外進出をすることに対して懸念を述べた。



日本で最初にダムを止めた村：木頭村

日本におけるダム問題の報告は、細川内ダム建設中止に関する元徳島県那賀郡木頭村長の藤田恵氏によりあった。藤田氏は、木頭村村長時代、細川内ダムを建設中止へと導いたことで知られる。

細川内ダムは元々は 50 年も前に計画されたもので、当初は発電目的だったが、水供給や洪水調整等目的を変えて、半世紀たってもその計画が生きていたという経緯を持つ。藤田氏は、細川内ダムの建設目的・効果に根拠が無く (注 1)、環境破壊をひきおこし、さらにダムが村の中央に位置するため村を二分してしまう等の理由から細川内ダムに反対し、1993 年「細川内ダム計画中止」を公約に木頭村長に立候補し見事当選した。就任後は、幅広い情報発信、国政への働きかけ、専門家の協力、マスコミへのアピールなど積極的に反細川内ダム活動を展開した。

1997 年には当時の亀井建設大臣に「牛のよだれのように引きずるのはおかしなはなし」と言わせしめ、2000 年には建設省が「細川内ダム計画中止」を正式表明し、日本で始めて巨大ダムの中止に成功したのである。

(注 1: 質問主意書などで情報を集め、専門家に分析してもらい、必要ないとの結果が出た。)

フィリピン・サンロケダムによる住民被害

一つめの海外の事例としては、日本の公的資金によって支援されたフィリピン・サンロケ多目的ダム事業が引き起こした問題について、国際環境 NGO・FoE Japan の波多江秀枝氏からの発表があった。

サンロケダムは、2003 年に工事が終了し既に稼動している。事業総額 1200 億円のアジアで最大規模のダムである。今年 1 月、JBIC は同事業に対する最後の融資を提出し、計約 700 億円の融資を完了した。だが、現地ではサンロケダム建設による多くの問題が未解決のままである。ダム建設によっ

て土地、家、生計手段を失った多くの人々が、十分な補償ももらえないまま、現在も苦しい生活を送っている。地域の住民にとって重要な生計手段であった川での砂金採取もダム建設によって出来なくなったが、これを生計手段としていた砂金採取者にも未だに補償が行われていない。

発電量は、当初の予定より少なくとも 65MW は下回っている一方、フィリピン電力公社 (NPC) はダムによる発電量に関わらず事業者に毎月約 10 億円を契約上支払うことになっており (注 2)、このことはフィリピン政府の財政負担や電気料金の値上げを通して、結果的にフィリピン国民につけをまわすことになる。また、建設前には「サンロケダムが建設されれば洪水はなくなる」との事業者の声を信じてダム建設に賛同していた住民も多かったが、昨年の夏、前例の無い下流での洪水被害がおこり、事業者からの約束は守られなかった。現在、サンロケダムの目的のひとつである灌漑事業に、日本の ODA の拠出が検討されている。しかし、サンロケダムによる問題が未だ解決されない状態での灌漑部門への ODA の拠出に、現地では反対の声が強い。

(注 2 電力購買契約によって、フィリピン電力公社はその発電量に関わらず、SRPC に、毎月 9~10 億円を払うことになっている。結局それは、国営企業であるフィリピン電力公社、ひいてはフィリピン国民に付けがまわる。)

ラオス・ナムトゥン 2 ダム

自然と共に暮らす人々に覆い掛かるダム

二つ目の海外の事例は、多国間開発銀行世界銀行が融資の検討をしている、ラオスのナムトゥン 2 ダム (NT2) で、メコン・ウォッチの松本悟氏と米国の国際河川ネットワーク (IRN) のアビバ・イムホフ氏が報告した。現在、メコン・ウォッチや IRN を始めとした世界各国の NGO は、世界銀行による NT2 への融資の反対キャンペーンを展開中である。

NT2 の総事業費は 13 億ドルで、ラオスの GDP の 7 割に相当する。ラオス政府は、NT2 によって発電した電力の 95% をタイに輸出し、その売電収入を貧困削減の目的に使用するという。この事業実現には、世界銀行等の国際融資団から 9 億ドルの融資が必要である。しかし、ダムを前提に水没予定

地の 450 平方キロ (琵琶湖の 3 分の 2) は森林が伐採し尽くされた。ダムによって、米作と林産資源を生活の糧としてきた少数民族ら 6200 人が強制移転させられ、マーケットもない遠隔地で換金作物栽培による生活を強いられる。東南アジアで最も多く生息するアジア象など野生動物への影響、発電後の水が導水されるセバンファイ川沿いの農業・漁業への影響等が懸念される。



現地の人は「森林はお金の要らないスーパーマーケット」と言うそうだ。これまでラオスの 5 つの小・中規模ダムを見てきたイムホフ氏は、「これらの小規模ダムの被影響住民への補償や生計手段の喪失に対する適切な対応はとられなかったのに、どうして NT2 の被影響住民にだけ適切に対応すると言えるのか。ましてや、本当に NT2 による売電収入は貧困削減に使われるのだろうか」と NT2 に疑問を投げかけた。その上で、「事業のリスクはその利益よりもはるかに大きく、貧困削減どころか最も貧しい人達が被害をうけることになるので、世界銀行は NT2 に融資すべきではない。

世界銀行第二の巨額出資国である日本がその意思決定に与える力は大いなので、日本市民である一人一人が財務省に働きかけて欲しいと、イムホフ氏は参加者に訴えた。



05.03.17 期日(日)

こをいねとる、べ つを、のハ、



長良川河口堰訴訟の原告 村瀬惣一さん死去

大型公共事業見直しの
きつかけとなった長良川
河口堰(三重県桑名市)
の建設差し止め訴訟で原
告側の事務局長を務めた
村瀬惣一(むらせ・そう
いち)さんが15日、入院
先の病院で死去した。82
歳だった。故人の遺志に
よる葬儀は近郷で済ま
せた。自宅は岐阜市加納
三添町1の6。

38年に通官舎に入り、
48年に社会党岐阜県本部
書記次長、後に岐阜県社
民連事務局長を務めた。
旧建設省が進めた長良
川河口堰計画に対し、82

「公共事業」に切り込む

年1月、住民とともに郷
股差し止めの要求で岐阜
地域に提訴。原告団の
理論的支柱として、水害
に大きな影響を与えた。

重要利便施設の崩壊や自然
破壊、1千億円を超過する公
営投入の無駄遣いなどを
指摘した。同訴訟は88年
に大きな影響を与えた。

に名古屋商社で重宝き
れ、上告を断念した。全国
の大型公共事業反対運動
に大きな影響を与えた。

にかかわった。
「河口堰は官公営組織を
維持、肥大化させるため
に作り出したものだ」。

村瀬さんが批判してやま
なかつた堰は完成し、地
股差し止めの要求で原告
の一人となった徳山ダム
も2年後に完成の予定
だ。だが、官公営公共事
業を見直す軌道修正を始
めたことも事実だ。

運動に一緒に取り組ん
だアウトドアライターの
天野礼子さんは「構造的
な問題も指摘する村瀬さ
んの活動がなかったら運
動は全国に広がらなかつ
ただろうと語った。旧建
設省河川局長の竹村公太
郎さんも立場が違い、議
論してきたが、一人でま
じめに取り組む姿勢には迫
力を感じていた」と話す。

村瀬さんが最後に市民
集会に出たのは昨年9
月。大層のなか、長良川の
河口堰に立ち寄り、集会
を主導していたという。

思い受け継ぎ、活動

菅直人民主党前代表の話
約2カ月前、三重県桑名
市で開かれたシンポジウム
に参加したが、「体調が悪
くて行けない」という手紙
をもらったばかりだった。
早い時期から公共事業の問
題に取り組み、地元の活動
のほか、我々政治家にも働
きかけていた。ご存命の間
に河口堰のゲートを上げら
れればよかったと思う。思
いを受け継ぎ、活動してい
きたい。

「勝つのが目的じゃな
い。日本では負けののが
前から取り組んだ。

村瀬さんは選挙、自ら原
告となって提訴、運動を
引き取った。

河川工学、水資源
。独学で知識を蓄え
ての話し合いの場で、
160年に満たない小倉
な体をじっと仰はして古
銭鏡く切り込んだ。精
緻ではない」と反論され
ることはあったが、その
情熱は専門家を動かす
力になった。

全通の活動家出身で旧
社会党岐阜県本部にかか
わったが、後に社会費が
河口堰訴訟に傾いたこと
などを批判。市民の運動

村瀬惣一さんのご逝去をいたむ

長良川河口堰や徳山ダムなどの中止を求めて、ダム・堰問題に全身で取り組んでこられた岐阜の村瀬惣一さんが3月15日に逝去されました。享年82才でした。

社会党岐阜県本部事務局長、岐阜社民連事務局長を歴任されてきた村瀬さんは、長良川河口堰の第一次反対運動が進められた1970年代から、河口堰問題に取り組み、それ以来、ずっと河口堰反対運動を牽引してこられました。1982年に始まった第二次河口堰建設差し止め訴訟では原告団事務局長となり、在間正史弁護士とまさしくタッグを組んで建設省、水資源開発公団との闘いを進めてこられました。

更に、徳山ダム反対運動がはじまった1990年代中頃から、その反対運動の中心の一人としても活動してこられました。そして、水源開発問題全国連絡会が発足した1993年以降は、水源連の中心メンバーの一人として、私たちをリードしてくださいました。水源連の総会では、いつも、迫力のある大きな声で、理路整然と持論を展開され、「村瀬節」というべき独特の語り口が水源連総会の名物でした。大きな手術をされ、遠出はとても無理ではないかと思われてからも、数年前まで総会に参加してくださいました。まさしく精神力、気力の方でした。

私（嶋津）が最初に村瀬さんにお会いしたのは、第二次河口堰建設差し止め訴訟が始まった1982年の頃であったと思います。それ以来、村瀬さんとは度々、行動をともにしてきましたので、ご逝去はまことに残念至極です。ダム・堰反対運動の大きな戦力が失われた思いです。

村瀬さんの生涯のテーマは、官僚がすべてを取り仕切る官僚独裁社会との闘いであったと思います。有害無益な河口堰やダムの建設を強行する根源にあるのは、官僚独裁社会にあると喝破した村瀬さんは、それを打破するための闘いに取り組んでこられました。そのテーマは私たちが受け継いでいかなければなりません。

ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之

遠藤 保男

訃報

村瀬惣一さん 3月15日にご逝去の知らせが近藤さんから sugenrenML に掲載されました。ここに転載いたします。

長良川河口堰に最も早い段階で警鐘を鳴らし、日本の公共事業のあり方を変える闘いの先頭を走り続けた、岐阜市の村瀬惣一さんが、15日に亡くなりました。

1997年初めに胃ガンで胃の全摘手術をされた後、「転移がある、治療している」旨は明らかにされていきました。

非常に体力を消耗する治療を続けながら、私たちと共に闘い続けて来られました。2月の徳山ダム裁判控訴審口頭弁論に「無断で欠席」された（それまでは「体調が悪いので行けない」旨を律儀にお知らせ下さっていました）・・・ある意味、私たちも「覚悟」していたことです。

村瀬さんは、「陸軍中尉」で敗戦を迎えました。

「悲惨な結果となることを重々分かっていたながら暴走した軍部。同じ構造が官僚組織生き残っている。官僚は『無駄』と知ってから、その事業を継続するために最大限の力を注ぐ」・・・この辺りは多くの人の認識ですが、「公共事業に独立採算制を導入すべき」「郵貯・簡保を公共事業に投入することの問題性」については、最も早い段階で（先駆的に）指摘されていたと思います（私は、それらの全てについて、村瀬さんと同意見なわけではありませんが）。

平和主義と無駄な公共事業の暴走を止めることを、まさにこの国の Constitution（単に「憲法」という意味だけで覆えないので、あえて横文字を使いました）の根元に関わる問題として提起され続けてきました。

その深い意味は先進的すぎて、“その時点”は理解されないことが多かったようです。

しかし、彼は、組織での地位等に恋々としてことなく（社会党岐阜県連の書記長でしたが、当時の多数派と対立し、“除名処分”で追い出されました）、自らの考えを貫かれ、生ききりました。

「小泉立憲主義決壊政権の暴走状態」の今、この時期に・・・無念です。

17日、11時から、岐阜市営の斎場（岐阜市上加納山4717-4）で告別式が執り行われる旨、新聞社から聞きました。

（ご遺族は「葬儀を公表してほしくない」というご意志だそうで、各社、17日の夕刊に載せる、とのことでした。）

ご遺族から私たちに一切ご連絡がなかったことに「村瀬惣一さんらしさ」を感じています。

「その時間、もっとやるべきことがあるだろう!!!」と背中をどやされている気がします。それでも、在間正史弁護士、田中万寿さんとともに私も告別式に行きます。

徳山ダム建設中止を求める会・事務局

<http://tokuyama-dam.cside.com/>

近藤ゆり子

k-yuriko@octn.jp

TEL/FAX 0584-78-4119